【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年1月5日提出
【計算期間】	第26特定期間(自 2022年4月13日至 2022年10月12日)
【ファンド名】	ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル） ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド） ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元） ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル） ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田　隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	土屋　裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、投資信託に投資することにより、実質的に海外の債券に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金8,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド
（ブラジルレアル）/（南アランド）/（中国元）/（豪ドル）/（円）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド
（ブラジルレアル）/（南アランド）/（中国元）/（豪ドル）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）、エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）、エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

≪商品分類表≫

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド
（ブラジルレアル）/（南アランド）/（中国元）/（豪ドル）/（円）

単位型･追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド
（ブラジルレアル）/（南アランド）/（中国元）/（豪ドル）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2009年10月30日　　信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

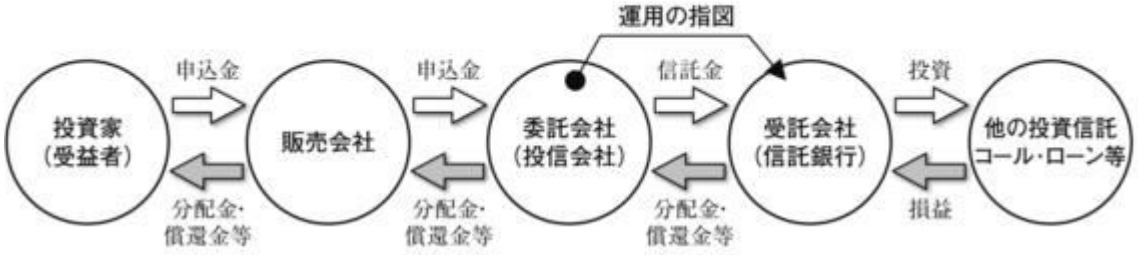

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額
20億円（2022年10月31日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年７月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	証券投資顧問業の登録
1987年６月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2022年10月31日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕

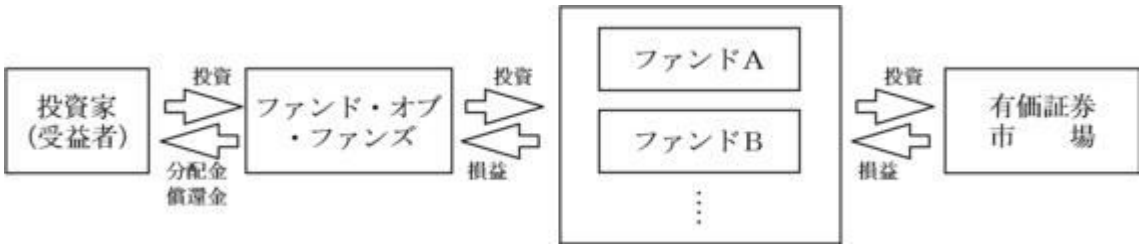

2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、投資信託に投資することにより、実質的に海外の債券に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

●ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

（イ）主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。

・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）」は、原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。したがって、ブラジルレアル建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。

（ハ）「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および

短期金融商品に投資します。
（ニ）原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

（イ）主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
（ロ）「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」は、原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。したがって、南アフリカランド建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。
（ハ）「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
（ニ）原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

（イ）主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
（ロ）「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」は、原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。したがって、中国元建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。
（ハ）「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
（ニ）原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

（イ）主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
（ロ）「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」は、原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。したがって、豪ドル建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。
（ハ）「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

（イ）主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。

・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」は、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。

（ハ）「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 世界的な経済構造の変化から恩恵を受ける企業や国が発行する債券に投資し、金利収入と値上がり益を追求します。

■保有する債券の平均格付けは原則、投資適格（BBB－格以上）を維持することに努めます。ただし、市場環境によってはBBB－格を下回ることがあります。

市場動向に応じてセクター配分の見直しを行います。

新興国の社債 ＋ 新興国の国債 ＋ 先進国の社債と国債

- 主に米ドル建てで発行されている新興国の社債と国債に投資します。また、新興国の社債には、政府出資企業が発行する債券も含みます。
- 新興国の債券に加え、一部を先進国の社債や国債にも投資を行います。

2 5つのコースからお選びいただけます。各コースはスイッチングが可能です。

■各コースでは、表示された通貨建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。各通貨の長期的な上昇を狙うとともに、金利の高い通貨の場合には、米ドルと各コースの通貨の金利差に相当する収益（為替取引によるプレミアム）を享受することができます。金利の低い通貨の場合には、金利差がマイナスとなり、為替取引によるコストとなる場合があります。円コースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。（後記「為替取引によるプレミアム／コストのイメージ」をご覧ください。）

ブラジルレアル | 南アランド | 中国元 | 豪ドル | 円

※南アランド…南アフリカランド

スイッチングについて

販売会社によっては、以下の各コース間でスイッチングが可能です。

SMBC・日興ニューワールド債券ファンド

ブラジルレアル
南アランド
中国元
豪ドル
円

スイッチングが可能です

スイッチングとは

保有しているファンドの換金による手取額をもって、他のファンドを買い付けることをいいます。

※スイッチングを行う場合には、換金するファンドと買い付けるファンドを同時にお申し込みください。
※詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

3 毎月決算を行い、安定した分配を目指します。

■毎月12日（休業日の場合は翌営業日）の決算日に、分配方針に基づき分配を目指します。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を考慮して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注1）「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。
（注2）上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

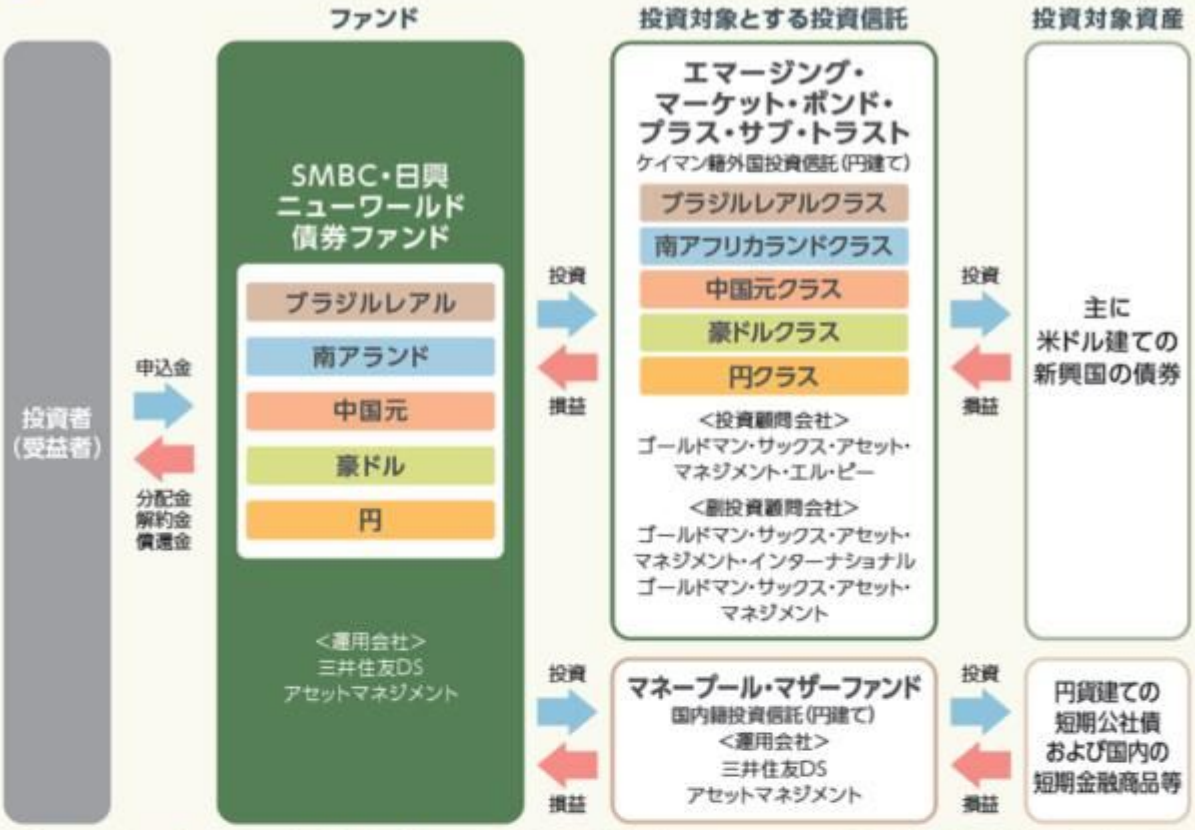

※「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」の各シェアクラスの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は米ドル建ての新興国の債券となります。
※「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」は、新興国の債券に加え、一部を先進国の社債や国債にも投資を行います。

ファンド	為替の売買方法	実質投資対象通貨	ファンドの狙い*
ブラジルレアル	米ドル売り ブラジルレアル買い	ブラジルレアル	・投資対象資産（債券）の値上がり益等の獲得 ・ブラジルレアルと米ドルの短期金利差（為替取引によるプレミアム）の獲得 ・ブラジルレアルの対円での為替差益の獲得
南アランド	米ドル売り 南アフリカランド買い	南アフリカランド	・投資対象資産（債券）の値上がり益等の獲得 ・南アフリカランドと米ドルの短期金利差（為替取引によるプレミアム）の獲得 ・南アフリカランドの対円での為替差益の獲得
中国元	米ドル売り 中国元買い	中国元	・投資対象資産（債券）の値上がり益等の獲得 ・中国元と米ドルの短期金利差（為替取引によるプレミアム）の獲得 ・中国元の対円での為替差益の獲得
豪ドル	米ドル売り 豪ドル買い	豪ドル	・投資対象資産（債券）の値上がり益等の獲得 ・豪ドルと米ドルの短期金利差（為替取引によるプレミアム）の獲得 ・豪ドルの対円での為替差益の獲得
円	米ドル売り 円買い	円	・投資対象資産（債券）の値上がり益等の獲得 ・為替変動リスクの低減

*市況動向等によっては、ファンドの狙いの通りにならない場合があります。詳細およびファンドのリスクについては、後記「ファンドにおける3つの収益源」および「投資リスク 基準価額の変動要因」をご参照ください。

為替取引によるプレミアム／コストのイメージ

＊為替取引によるプレミアムとは?

為替取引を行った結果、付随的に得られる収益（2通貨間の短期金利差）

コース通貨の短期金利が米ドル短期金利を上回っている場合、その金利差が為替取引によるプレミアム（収益）となります。

コース通貨の短期金利が米ドル短期金利を下回っている場合、その金利差が為替取引によるコスト（費用）となります。

※上記は為替取引によるプレミアム／コストについて理解を深めていただくためのイメージ図です。

■円コースを除く各コースは投資対象の債券からの収益の他に、為替取引によるプレミアム*（米ドルと各コースの通貨の金利差に相当する収益）の獲得を追求します。ただし、この為替取引により各コースの通貨建て資産を所有するのと同様の為替変動の影響を受けます。
円コースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。ただし、為替ヘッジコストが発生する場合があります。

▶変動する短期金利差

■「為替取引によるプレミアム/コスト」の水準は、短期金利の変化により影響を受けるため、拡大することもあれば、縮小することもあります。また、短期金利が逆転すると、「為替取引によるプレミアム」が「為替取引によるコスト」となる場合があります。

各コース通貨と米ドルの短期金利差の推移
（為替取引によるプレミアム／コストのイメージ）
（2019年1月末～2022年10月末）

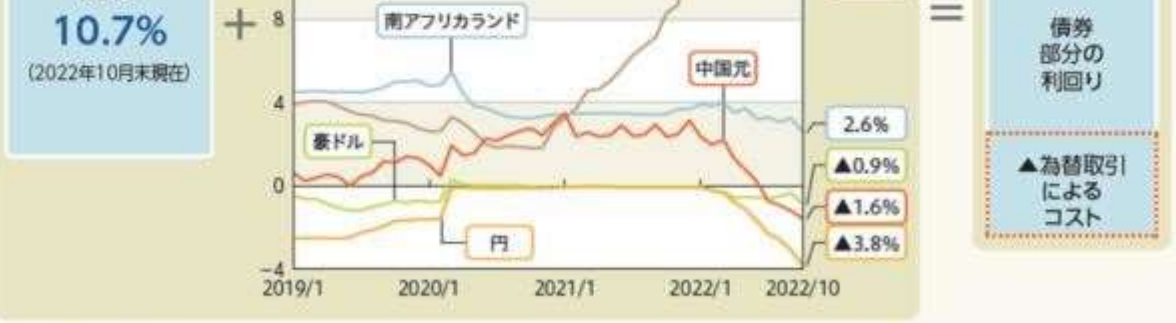

（注1）債券部分の利回りは、投資対象とする外国投資信託の2022年10月末現在の最終利回り
（注2）各コース通貨と米ドルの短期金利差は、ブラジルレアルはブラジルレアル登日物銀行間預金金利先物、南アフリカランドはヨハネスブルグ・インターバンク・アグリード・レート（1ヵ月）、中国元はインターバンク・レポレート（1ヵ月）、豪ドルはバンク・ビル・スワップ・レート（1ヵ月）、円は1ヵ月TONA（複利）から米ドル1ヵ月ターム物SOFRを控除して算出
（注3）実際の為替取引によるプレミアム／コストは、需給要因等の変動により、上記の各コース通貨と米ドルの短期金利差から乖離する場合があります。
（出所）債券部分の利回りはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、各コース通貨と米ドルの短期金利差の推移はBloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドにおける3つの収益源

A■投資対象資産（債券）の価格変動

米ドル建ての新興国の債券等を実質的な主要投資対象として、利子収入の確保と価格変動による値上がり益の獲得を目指します。ただし、投資対象とする新興国の債券等からの利子収入が減少したり、価格変動によって値下がり損が発生することもあります。一般的に、格付けが低い債券は、元本および利子の支払いが予定通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、格付けが高い債券と比較して、相対的に高い利回りで取引されます。

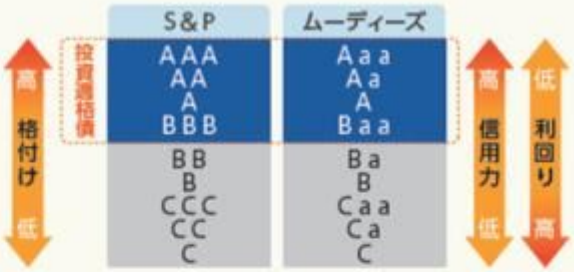

※上記は、格付けおよび利回りについてのイメージ図です。
（注1）格付けとは、債券の元本および利子の支払いの確実性の度合いを、S&Pやムーディーズといった格付機関が評価したもので、格付けが高い債券ほど信用力が高くなります。
（注2）格付記号は長期債務格付け。

B■為替取引によるプレミアム／コスト

ブラジルレアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコースは、米ドルより取引対象通貨の短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の獲得が期待できます。逆に、米ドルより取引対象通貨の短期金利が低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。取引対象通貨によっては、直物為替先渡取引（NDF）で為替取引を行うことがあります。NDFを用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べNDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

※NDFとはノン・デリバラブル・フォワードの略で、決済にあたり、該当通貨ではなく主に米ドル等が用いられる短期の為替先渡取引の一種です。また、取引レートと決済レートの差額のみが決済されます（差金決済）。当局から国外での該当通貨の流通が規制されている場合や、取引量が少ない等の理由から該当通貨で決済をすることが難しい場合等に利用されます。

▶ご参考

円コースは、米ドルより円の短期金利が低い場合、為替ヘッジコストが発生します。逆に、米ドルより円の短期金利が高い場合、為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。

C■為替差益／差損

ブラジルレアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコースは、取引対象通貨の対円レートが上昇（円安）した場合、為替差益を得ることができます。逆に、取引対象通貨の対円レートが下落（円高）した場合、為替差損が発生します。

▶ご参考

円コースは、為替変動リスクの低減が期待できます。ただし、米ドルの為替変動リスクを完全に回避することはできません。

各通貨の対円推移
（2009年10月末～2022年10月末）

（出所）Bloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

通貨選択型ファンドの収益イメージ

■通貨選択型のファンドは、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計されたファンドです。

［ 通貨選択型ファンドのイメージ図 ］

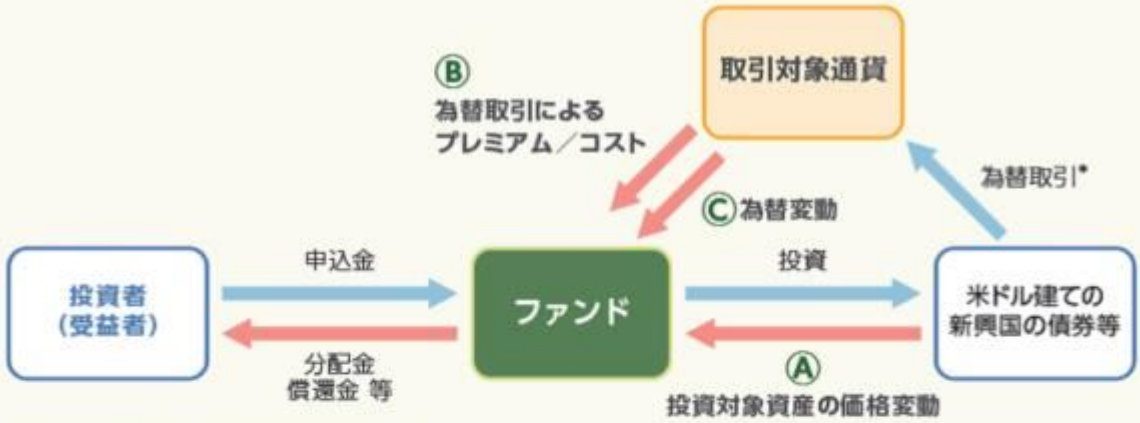

※上記は、通貨選択型ファンドのイメージ図です。
実際の運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、外国投資信託を通じて行います。
*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することにご留意ください。

■通貨選択型ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

収益の源泉		Ⓐ 投資対象資産（債券）の価格変動	Ⓑ 為替取引によるプレミアム／コスト	Ⓒ 為替差益／差損
ブラジルレアルコース 南アランドコース 中国元コース 豪ドルコース	収益を得られるケース	投資対象資産の値上がり等	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安
	損失やコストが発生するケース	投資対象資産の値下がり等	コスト（金利差相当分の費用）の発生 取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

▶ご参考

収益の源泉		Ⓐ 投資対象資産（債券）の価格変動	Ⓑ 為替取引によるプレミアム／コスト	Ⓒ 為替差益／差損
円コース	収益を得られるケース	投資対象資産の値上がり等	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 円の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利	—（*）
	損失やコストが発生するケース	投資対象資産の値下がり等	コスト（金利差相当分の費用）の発生 円の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利	

*円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

［ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)の概要］

会社概要	●ゴールドマン・サックス(1869年の創立以来、150年超の歴史を持つ世界でもトップクラスの金融グループの一つ)の資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しています。 ●ゴールドマン・サックス・グループの豊富なリソースを活用し、株式、債券、マネー・マーケット、コモディティ、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ、不動産等を投資対象として、投資家の皆さまに最適なソリューションをご提案します。
拠点	世界約50ヵ所に運用およびビジネスの拠点を構えています。
従業員数	2,091名(うち運用プロフェッショナル1,205名)
運用資産残高	約318兆1,316億円(約2兆1,979億米ドル)

(注)2022年9月末現在、運用資産残高は1米ドル=144.75円で円換算

■GSAMはUNPRI(国連責任投資原則)をはじめとするサステナブル投資や環境・社会的責任関連の様々なネットワークや組織に加入・署名しており、ESGおよびインパクト投資への取組みと活動をUNPRIに報告しています。

［運用体制および運用プロセス］

■投資対象とする外国投資信託の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。

*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。
※本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

※上記の運用プロセスは2022年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

［前期決算日から基準価額が上昇した場合］

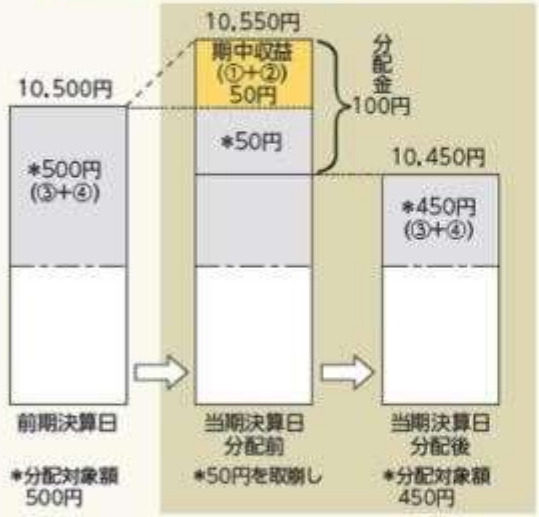

［前期決算日から基準価額が下落した場合］

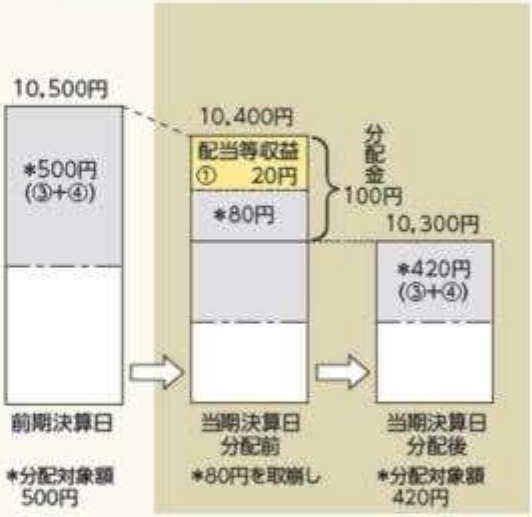

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

［分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合］

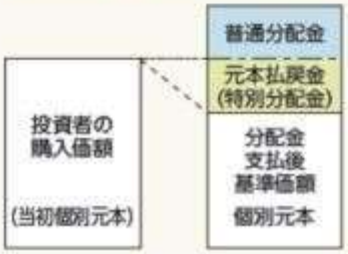

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

［分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合］

普通分配金:個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■分配金は、当該計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）以外に、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金を分配原資として支払うことができます（当該計算期間の決算日までに発生した収益調整金も分配の原資となります。）。
前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金があれば、それを取り崩すことによって、より高額の分配が可能となりますが、分配金を支払うことはファンドの純資産の減少を生じさせることから、より高額の分配は、より大きく純資産を減少させ、大きく基準価額が下落する要因となります。

（複数計算期間にわたって基準価額が下落する場合）

①当該計算期間の経費控除後の配当等収益のみを分配する場合 ※各計算期間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

②当該計算期間の経費控除後の配当等収益に加え、前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金を取り崩して分配する場合 ※各計算期間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

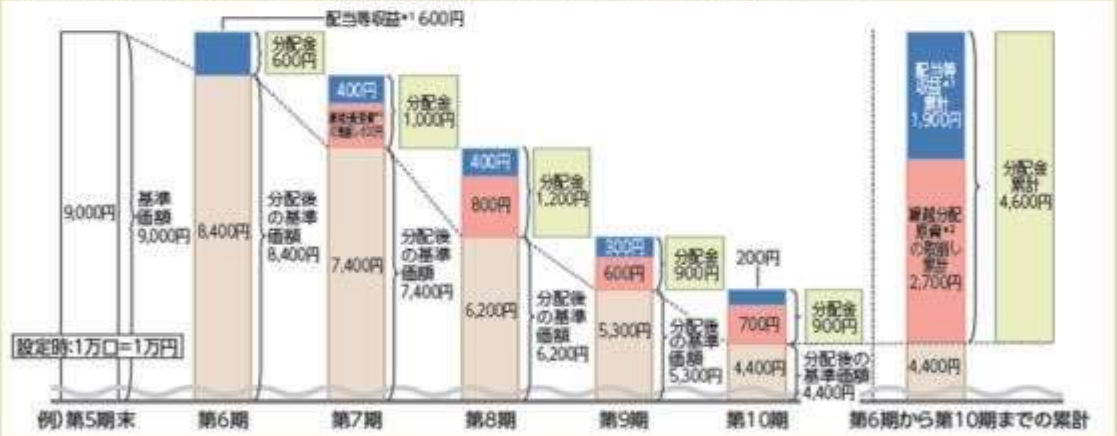

*1上図において、「配当等収益」とは、当該計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益をいいます。
*2上図において、「繰越分配原資」とは、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金をいいます。

（注）上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
・上図では、各計算期間のリターン（税引前分配金込み）を一定（0%）と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動します。
・上図では、説明の便宜上①、②で毎計算期間に同額の配当等収益が発生したと仮定していますが、運用資産がより小さくなった②で①と同額の配当等収益を獲得することは実際には困難と考えられます。

上図は、①当該計算期間の配当等収益（経費控除後、以下同じ。）のみを分配する場合と、②当該計算期間の配当等収益に加え、前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金を取り崩して分配する場合の基準価額の変動を示しています。
例えば、①と②の第6期ではともに当該計算期間に得た配当等収益のみを分配したため、基準価額は同額下落しています。
一方、第7期以降は、②は配当等収益に加えて、前期からの繰越分配原資を取り崩して分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。
②の第6期から第10期までに投資者は合計で4,600円（配当等収益累計1,900円+前期からの繰越分配原資の取崩し累計2,700円）の分配金を受け取り、基準価額は4,400円になっています。
上図の②において、前期からの繰越分配原資の取崩しを行わなかった場合、第10期の分配後の基準価額は7,100円(4,400円+2,700円)になります。

配当等収益
繰越分配原資の取崩し
分配金
分配後の基準価額

（２）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．金銭債権

３．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネープール・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．各ファンドにつき、それぞれ次の外国投資信託の受益証券

ａ．ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）」受益証券

ｂ．ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」受益証券

ｃ．ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券

ｄ．ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券

ｅ．ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」受益証券

２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

３．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルレアルクラス)
エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)
エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)
エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)
エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)

形態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)	
主要投資対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等	
運用の基本方針	主にエマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する米ドル建て債券等への分散投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。 原則、保有する債券の平均格付けはBBB−格以上を維持することに努めます。ただし、市場環境によってはBBB−格を下回ることがあります。	
為替取引等	(ブラジルレアルクラス)	原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。
	(南アフリカランドクラス)	原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。
	(中国元クラス)	原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。
	(豪ドルクラス)	原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。
	(円クラス)	原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。
主な投資制限	・現地通貨建て債券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。ただし、先進国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券はこの限りではありません。米ドル建て以外の債券へ投資した場合は、原則、当該債券通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・同一発行体の証券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。ただし、政府・政府関係機関等が発行する証券はこの限りではありません。 ・マネー・マーケット・ファンドや類似ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 ・有価証券の空売りは行わないものとします。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・流動性の乏しい証券への投資割合は、取得時において純資産総額の10%以内とします。 ・通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。	
分配方針	原則として、毎月4日に分配を行う方針。	
運用管理費用	運用報酬: 純資産総額500百万米ドルまで　年0.65%程度* 同500百万米ドル超10億米ドルまで　年0.66%程度* 同10億米ドル超　年0.67%程度* * 年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。 ※上記のほか、管理事務および保管報酬、受託報酬等がかかります。これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

その他の費用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

マネープール・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主な投資制限	• 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 • 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

（３）【運用体制】

イ　運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月12日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

ロ　収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対

象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

（５）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく投資制限

イ　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ　投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ　外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ　投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅱ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）為替変動リスク

＜円コース＞

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。

＜その他の各コース共通（ブラジルレアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコース）＞

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、該当コースの通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を受けます。為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、米ドル売り、当該通貨買いの為替取引が完全にできるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、当該通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと当該通貨の金利差相当分の為替取引によるコストがかかります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になること

や、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）為替取引に関する留意点

- **ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、一部の通貨においては、直物為替先渡取引（ＮＤＦ）を利用する場合があります。ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。**
- **ファンドが活用する店頭デリバティブ取引（ＮＤＦ等）を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣後する可能性があります。**

（ト）換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ロ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ブラジルレアル

南アランド

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

中国元

豪ドル

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

中国元

豪ドル

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX（配当込み） 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI（国債） 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き

3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">ファンド</td><td colspan="3">純資産総額に年1.0945%（税抜き0.995%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬の配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞</td></tr>
<tr><td>支払先</td><td>料率</td><td>役務の内容</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年0.27%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年0.7%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年0.025%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td colspan="4">※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</td></tr>
<tr><td></td><td>投資対象とする投資信託</td><td colspan="3">年0.67%*程度
（別途、管理事務および保管報酬、受託報酬等がかかります）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実質的な負担</td><td colspan="3">ファンドの純資産総額に対して、年1.7645%（税抜き1.665%）程度*</td></tr>
</table>

＊投資対象とする投資信託の信託報酬等は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

（４）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.006%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
2023年4月以降の決算等にかかる財務諸表の監査を行う監査法人を、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に変更します。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

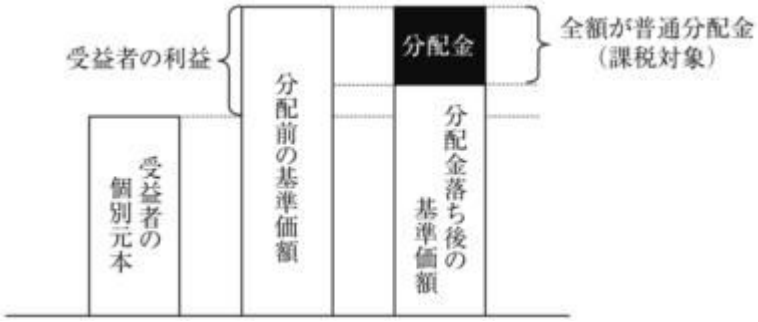

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

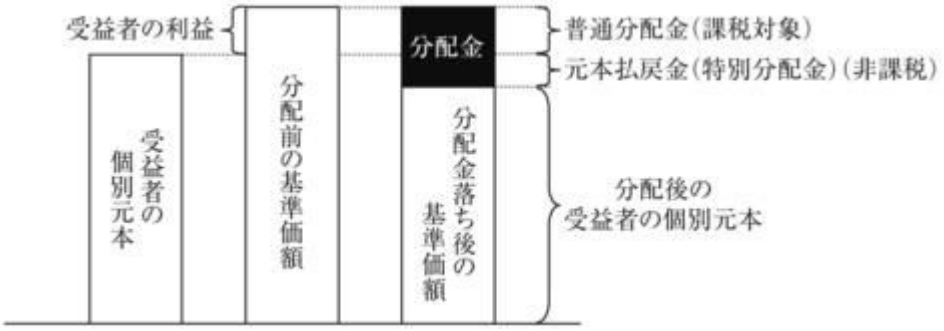

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	18歳以上の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）	0～17歳の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長5年間（新規の購入は2023年まで）*	
利用できる限度額	120万円／年（最大600万円）	80万円／年（最大400万円）

*2024年以降、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。
なお、今後NISA制度は見直しされる予定です。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

2022年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	12,137,886,991	96.65
親投資信託受益証券	日本	143,985,600	1.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	277,338,632	2.20
合計（純資産総額）		12,559,211,223	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

2022年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	274,063,977	96.44
親投資信託受益証券	日本	3,474,485	1.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,643,263	2.34
合計（純資産総額）		284,181,725	100.00

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

2022年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,165,889,874	97.11
親投資信託受益証券	日本	12,044,843	1.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	22,617,669	1.89
合計（純資産総額）		1,200,552,386	100.00

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

2022年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,317,947,907	96.93
親投資信託受益証券	日本	49,995,000	0.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	118,306,545	2.16
合計（純資産総額）		5,486,249,452	100.00

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

2022年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4,675,582,571	96.96
親投資信託受益証券	日本	10,998,900	0.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	135,611,242	2.81
合計（純資産総額）		4,822,192,713	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

イ　主要投資銘柄

2022年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）	13,887,743	882.7850	12,259,890,404	874	12,137,886,991	96.65

日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	144,000,000	0.9999	143,985,600	0.9999	143,985,600	1.15

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.65
親投資信託受益証券	1.15
合　計	97.79

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

イ　主要投資銘柄

2022年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）	114,912	2,361.8773	271,406,909	2,385	274,063,977	96.44
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	3,474,833	0.9999	3,474,485	0.9999	3,474,485	1.22

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.44
親投資信託受益証券	1.22
合　計	97.66

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

イ　主要投資銘柄

2022年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)

ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）	177,187	6,607	1,170,673,920	6,580	1,165,889,874	97.11
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	12,046,048	0.9999	12,044,843	0.9999	12,044,843	1.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.11
親投資信託受益証券	1.00
合　計	98.12

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

イ　主要投資銘柄

2022年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）	946,254	5,472.6735	5,178,539,618	5,620	5,317,947,907	96.93
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	50,000,000	0.9999	49,995,000	0.9999	49,995,000	0.91

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.93
親投資信託受益証券	0.91
合　計	97.84

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

イ　主要投資銘柄

2022年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）	951,676	4,943	4,704,132,841	4,913	4,675,582,571	96.96
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	11,000,000	0.9999	10,998,900	0.9999	10,998,900	0.23

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.96
親投資信託受益証券	0.23
合　計	97.19

②【投資不動産物件】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

該当事項はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定7期　（2013年 4月12日）	335,509,958,721	365,755,137,662	8,403	9,123
特定8期　（2013年10月15日）	230,622,606,315	257,188,594,530	6,552	7,272
特定9期　（2014年 4月14日）	186,112,975,871	207,655,307,676	6,498	7,178
特定10期　（2014年10月14日）	146,875,778,270	162,008,833,998	6,190	6,790
特定11期　（2015年 4月13日）	110,615,481,152	124,143,002,584	5,154	5,754
特定12期　（2015年10月13日）	74,547,140,440	85,727,275,582	3,946	4,496
特定13期　（2016年 4月12日）	58,626,105,919	65,533,984,125	3,653	4,053
特定14期　（2016年10月12日）	53,040,347,967	57,328,425,140	4,024	4,324
特定15期　（2017年 4月12日）	54,608,411,337	58,536,631,894	4,253	4,553
特定16期　（2017年10月12日）	53,295,855,829	57,088,637,676	4,329	4,629
特定17期　（2018年 4月12日）	41,293,562,892	44,846,732,267	3,594	3,894
特定18期　（2018年10月12日）	31,928,525,763	34,309,613,701	3,134	3,354
特定19期　（2019年 4月12日）	29,531,775,402	31,314,567,805	3,085	3,265
特定20期　（2019年10月15日）	26,267,206,344	27,790,890,871	2,796	2,956
特定21期　（2020年 4月13日）	16,651,779,763	17,726,367,340	1,933	2,053
特定22期　（2020年10月12日）	15,268,074,318	15,847,076,063	1,927	1,997
特定23期　（2021年 4月12日）	13,751,739,247	14,194,131,950	1,932	1,992
特定24期　（2021年10月12日）	13,414,352,386	13,823,744,503	2,019	2,079

特定25期　（2022年 4月12日）	14,440,131,294	14,819,935,192	2,350	2,410
特定26期　（2022年10月12日）	12,729,267,738	13,085,445,069	2,183	2,243
2021年10月末日	13,307,682,463	-	2,018	-
11月末日	12,883,580,107	-	1,979	-
12月末日	12,793,414,087	-	2,004	-
2022年 1月末日	12,936,728,016	-	2,059	-
2月末日	12,901,967,316	-	2,065	-
3月末日	14,242,439,614	-	2,305	-
4月末日	13,546,930,724	-	2,220	-
5月末日	14,026,637,617	-	2,317	-
6月末日	12,706,198,022	-	2,133	-
7月末日	12,612,938,674	-	2,125	-
8月末日	13,512,749,224	-	2,296	-
9月末日	12,269,808,772	-	2,101	-
10月末日	12,559,211,223	-	2,161	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定7期　（2013年 4月12日）	2,988,224,681	3,186,739,204	8,702	9,242
特定8期　（2013年10月15日）	2,434,848,750	2,624,709,034	6,921	7,461
特定9期　（2014年 4月14日）	2,077,554,991	2,240,261,072	6,714	7,214
特定10期　（2014年10月14日）	2,217,183,037	2,354,398,142	6,648	7,068
特定11期　（2015年 4月13日）	2,160,097,397	2,299,720,091	6,688	7,108
特定12期　（2015年10月13日）	1,502,847,858	1,613,454,229	5,731	6,111
特定13期　（2016年 4月12日）	921,159,223	981,094,284	4,702	4,982
特定14期　（2016年10月12日）	892,313,283	937,229,572	4,895	5,135
特定15期　（2017年 4月12日）	848,978,793	889,445,009	5,300	5,540
特定16期　（2017年10月12日）	788,507,623	823,643,810	5,648	5,888
特定17期　（2018年 4月12日）	752,289,966	784,014,122	5,890	6,130
特定18期　（2018年10月12日）	573,486,287	602,705,454	4,856	5,096
特定19期　（2019年 4月12日）	609,938,630	638,121,788	5,201	5,441
特定20期　（2019年10月15日）	570,035,812	595,834,814	4,852	5,072
特定21期　（2020年 4月13日）	351,906,547	372,104,625	3,467	3,647
特定22期　（2020年10月12日）	417,622,346	428,241,309	4,160	4,265
特定23期　（2021年 4月12日）	454,141,079	462,807,092	4,908	4,998
特定24期　（2021年10月12日）	409,463,440	417,373,561	5,001	5,091
特定25期　（2022年 4月12日）	373,314,204	380,153,972	5,092	5,182
特定26期　（2022年10月12日）	281,478,118	287,754,451	4,143	4,233
2021年10月末日	404,186,302	-	5,024	-

11月末日	363,168,962	-	4,599	-
12月末日	365,468,985	-	4,784	-
2022年 1月末日	360,330,929	-	4,761	-
2月末日	350,543,689	-	4,699	-
3月末日	373,524,735	-	5,090	-
4月末日	344,133,257	-	4,690	-
5月末日	334,216,572	-	4,708	-
6月末日	324,720,738	-	4,568	-
7月末日	306,974,293	-	4,427	-
8月末日	315,417,269	-	4,527	-
9月末日	283,382,707	-	4,148	-
10月末日	284,181,725	-	4,179	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定7期　（2013年 4月12日）	7,166,895,077	7,451,093,810	11,291	11,711
特定8期　（2013年10月15日）	5,798,287,675	6,044,983,291	10,331	10,751
特定9期　（2014年 4月14日）	5,625,786,148	5,854,880,252	10,631	11,051
特定10期　（2014年10月14日）	5,139,042,133	5,334,988,186	11,302	11,722
特定11期　（2015年 4月13日）	5,216,780,704	5,398,364,951	12,363	12,783
特定12期　（2015年10月13日）	3,719,126,463	3,881,195,737	11,445	11,865
特定13期　（2016年 4月12日）	2,724,689,786	2,843,911,785	10,400	10,820
特定14期　（2016年10月12日）	2,388,474,063	2,491,997,650	10,038	10,458
特定15期　（2017年 4月12日）	2,240,302,073	2,333,950,933	10,181	10,601
特定16期　（2017年10月12日）	2,392,137,695	2,483,410,313	11,002	11,422
特定17期　（2018年 4月12日）	2,388,234,004	2,480,962,108	10,568	10,988
特定18期　（2018年10月12日）	2,160,430,610	2,257,862,119	9,453	9,873
特定19期　（2019年 4月12日）	2,226,706,343	2,322,545,578	9,790	10,210
特定20期　（2019年10月15日）	2,004,526,469	2,085,199,347	9,157	9,517
特定21期　（2020年 4月13日）	1,616,962,257	1,667,666,981	7,900	8,140
特定22期　（2020年10月12日）	1,822,995,301	1,861,071,557	9,165	9,355
特定23期　（2021年 4月12日）	1,762,382,854	1,795,379,411	9,756	9,936
特定24期　（2021年10月12日）	1,677,214,291	1,708,705,024	10,190	10,370
特定25期　（2022年 4月12日）	1,572,317,823	1,600,653,243	10,155	10,335
特定26期　（2022年10月12日）	1,217,446,929	1,242,867,367	9,046	9,226
2021年10月末日	1,711,623,330	-	10,451	-
11月末日	1,624,053,557	-	10,244	-
12月末日	1,647,007,088	-	10,479	-
2022年 1月末日	1,595,496,356	-	10,236	-

2月末日	1,540,330,238	-	9,866	-
3月末日	1,580,163,860	-	10,114	-
4月末日	1,504,026,427	-	9,886	-
5月末日	1,412,542,445	-	9,510	-
6月末日	1,380,657,186	-	9,602	-
7月末日	1,331,639,639	-	9,439	-
8月末日	1,317,123,841	-	9,602	-
9月末日	1,219,296,393	-	9,060	-
10月末日	1,200,552,386	-	9,006	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定7期　（2013年 4月12日）	35,768,812,410	37,756,934,910	12,965	13,565
特定8期　（2013年10月15日）	25,692,919,916	27,193,440,702	10,381	10,981
特定9期　（2014年 4月14日）	26,385,051,671	27,879,992,000	10,564	11,164
特定10期　（2014年10月14日）	26,513,899,196	28,027,740,567	10,214	10,814
特定11期　（2015年 4月13日）	24,974,160,752	26,545,570,935	9,629	10,229
特定12期　（2015年10月13日）	20,302,006,289	21,780,999,297	8,510	9,110
特定13期　（2016年 4月12日）	15,764,172,613	16,983,332,257	7,685	8,245
特定14期　（2016年10月12日）	13,852,622,811	14,775,554,742	7,438	7,918
特定15期　（2017年 4月12日）	13,011,426,396	13,869,905,984	7,363	7,843
特定16期　（2017年10月12日）	15,099,609,445	16,002,561,041	7,612	8,092
特定17期　（2018年 4月12日）	13,518,832,904	14,482,741,520	6,682	7,162
特定18期　（2018年10月12日）	11,393,823,033	12,112,393,532	5,866	6,226
特定19期　（2019年 4月12日）	11,133,002,208	11,707,243,248	5,864	6,164
特定20期　（2019年10月15日）	10,535,589,917	11,040,893,970	5,361	5,621
特定21期　（2020年 4月13日）	8,109,177,578	8,460,359,172	4,168	4,348
特定22期　（2020年10月12日）	9,446,750,263	9,598,654,767	5,213	5,293
特定23期　（2021年 4月12日）	8,904,791,578	9,004,194,379	5,709	5,769
特定24期　（2021年10月12日）	7,401,129,419	7,483,501,812	5,604	5,664
特定25期　（2022年 4月12日）	6,646,417,420	6,721,857,535	5,560	5,620
特定26期　（2022年10月12日）	5,359,568,696	5,429,345,173	4,676	4,736
2021年10月末日	7,649,545,236	-	5,863	-
11月末日	6,949,635,113	-	5,426	-
12月末日	7,117,109,853	-	5,630	-
2022年 1月末日	6,666,362,161	-	5,293	-
2月末日	6,555,005,808	-	5,222	-
3月末日	6,966,498,199	-	5,582	-
4月末日	6,343,035,124	-	5,336	-

5月末日	6,195,751,268	-	5,240	-
6月末日	5,951,583,282	-	5,086	-
7月末日	5,926,371,879	-	5,094	-
8月末日	6,017,066,847	-	5,236	-
9月末日	5,498,578,631	-	4,796	-
10月末日	5,486,249,452	-	4,795	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定7期　（2013年 4月12日）	122,182,898,963	126,782,206,527	10,052	10,472
特定8期　（2013年10月15日）	90,673,753,009	95,336,517,237	9,070	9,490
特定9期　（2014年 4月14日）	65,405,337,168	68,796,735,155	9,002	9,402
特定10期　（2014年10月14日）	52,379,356,337	54,662,105,418	8,865	9,225
特定11期　（2015年 4月13日）	40,131,992,940	41,984,578,875	8,555	8,915
特定12期　（2015年10月13日）	30,195,269,241	31,580,941,340	8,026	8,356
特定13期　（2016年 4月12日）	23,661,736,518	24,449,508,182	8,003	8,243
特定14期　（2016年10月12日）	17,667,864,037	18,112,609,864	8,364	8,544
特定15期　（2017年 4月12日）	15,063,324,070	15,411,592,910	8,124	8,304
特定16期　（2017年10月12日）	14,489,086,153	14,820,314,017	8,154	8,334
特定17期　（2018年 4月12日）	12,918,964,932	13,227,403,723	7,783	7,963
特定18期　（2018年10月12日）	10,552,712,934	10,829,818,624	7,254	7,434
特定19期　（2019年 4月12日）	10,100,976,604	10,352,205,706	7,375	7,555
特定20期　（2019年10月15日）	9,796,132,187	10,011,627,951	7,380	7,540
特定21期　（2020年 4月13日）	7,799,072,057	7,953,374,743	6,279	6,399
特定22期　（2020年10月12日）	8,171,472,880	8,255,716,814	7,111	7,181
特定23期　（2021年 4月12日）	7,548,668,141	7,613,803,087	7,144	7,204
特定24期　（2021年10月12日）	7,252,879,940	7,314,470,408	7,156	7,216
特定25期　（2022年 4月12日）	5,915,399,376	5,973,316,472	6,268	6,328
特定26期　（2022年10月12日）	4,854,569,424	4,909,856,782	5,342	5,402
2021年10月末日	7,233,842,152	-	7,178	-
11月末日	6,857,140,362	-	7,020	-
12月末日	6,871,192,111	-	7,066	-
2022年 1月末日	6,638,809,554	-	6,878	-
2月末日	6,231,981,795	-	6,550	-
3月末日	6,030,674,689	-	6,388	-
4月末日	5,794,909,545	-	6,155	-
5月末日	5,640,883,815	-	6,062	-
6月末日	5,275,842,897	-	5,691	-
7月末日	5,265,508,932	-	5,714	-

8月末日	5,269,789,148	-	5,766	-
9月末日	4,882,473,643	-	5,366	-
10月末日	4,822,192,713	-	5,307	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

②【分配の推移】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	720
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	720
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	680
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	600
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	600
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	550
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	400
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	300
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	300
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	300
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	300
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	220
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	180
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	160
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	120
特定22期	2020年 4月14日～2020年10月12日	70
特定23期	2020年10月13日～2021年 4月12日	60
特定24期	2021年 4月13日～2021年10月12日	60
特定25期	2021年10月13日～2022年 4月12日	60
特定26期	2022年 4月13日～2022年10月12日	60

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	540
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	540
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	500
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	420
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	420
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	380
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	280
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	240

特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	240
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	240
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	240
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	240
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	240
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	220
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	180
特定22期	2020年 4月14日～2020年10月12日	105
特定23期	2020年10月13日～2021年 4月12日	90
特定24期	2021年 4月13日～2021年10月12日	90
特定25期	2021年10月13日～2022年 4月12日	90
特定26期	2022年 4月13日～2022年10月12日	90

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	420
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	420
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	420
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	420
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	420
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	420
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	420
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	420
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	420
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	420
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	420
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	420
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	420
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	360
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	240
特定22期	2020年 4月14日～2020年10月12日	190
特定23期	2020年10月13日～2021年 4月12日	180
特定24期	2021年 4月13日～2021年10月12日	180
特定25期	2021年10月13日～2022年 4月12日	180
特定26期	2022年 4月13日～2022年10月12日	180

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	600
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	600
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	600
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	600

特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	600
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	600
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	560
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	480
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	480
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	480
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	480
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	360
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	300
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	260
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	180
特定22期	2020年 4月14日～2020年10月12日	80
特定23期	2020年10月13日～2021年 4月12日	60
特定24期	2021年 4月13日～2021年10月12日	60
特定25期	2021年10月13日～2022年 4月12日	60
特定26期	2022年 4月13日～2022年10月12日	60

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	420
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	420
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	400
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	360
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	360
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	330
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	240
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	180
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	180
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	180
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	180
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	180
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	180
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	160
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	120
特定22期	2020年 4月14日～2020年10月12日	70
特定23期	2020年10月13日～2021年 4月12日	60
特定24期	2021年 4月13日～2021年10月12日	60
特定25期	2021年10月13日～2022年 4月12日	60
特定26期	2022年 4月13日～2022年10月12日	60

③【収益率の推移】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

	収益率（％）
特定7期	34.5
特定8期	△13.5
特定9期	9.6
特定10期	4.5
特定11期	△7.0
特定12期	△12.8
特定13期	2.7
特定14期	18.4
特定15期	13.1
特定16期	8.8
特定17期	△10.0
特定18期	△6.7
特定19期	4.2
特定20期	△4.2
特定21期	△26.6
特定22期	3.3
特定23期	3.4
特定24期	7.6
特定25期	19.4
特定26期	△4.6

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	収益率（％）
特定7期	28.4
特定8期	△14.3
特定9期	4.2
特定10期	5.3
特定11期	6.9
特定12期	△8.6
特定13期	△13.1
特定14期	9.2
特定15期	13.2
特定16期	11.1
特定17期	8.5
特定18期	△13.5
特定19期	12.0
特定20期	△2.5
特定21期	△24.8

特定22期	23.0
特定23期	20.1
特定24期	3.7
特定25期	3.6
特定26期	△16.9

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

	収益率（%）
特定7期	30.1
特定8期	△4.8
特定9期	7.0
特定10期	10.3
特定11期	13.1
特定12期	△4.0
特定13期	△5.5
特定14期	0.6
特定15期	5.6
特定16期	12.2
特定17期	△0.1
特定18期	△6.6
特定19期	8.0
特定20期	△2.8
特定21期	△11.1
特定22期	18.4
特定23期	8.4
特定24期	6.3
特定25期	1.4
特定26期	△9.1

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	収益率（%）
特定7期	33.6
特定8期	△15.3
特定9期	7.5
特定10期	2.4
特定11期	0.1
特定12期	△5.4

特定13期	△3.1
特定14期	3.0
特定15期	5.4
特定16期	9.9
特定17期	△5.9
特定18期	△6.8
特定19期	5.1
特定20期	△4.1
特定21期	△18.9
特定22期	27.0
特定23期	10.7
特定24期	△0.8
特定25期	0.3
特定26期	△14.8

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

	収益率（％）
特定7期	2.0
特定8期	△5.6
特定9期	3.7
特定10期	2.5
特定11期	0.6
特定12期	△2.3
特定13期	2.7
特定14期	6.8
特定15期	△0.7
特定16期	2.6
特定17期	△2.3
特定18期	△4.5
特定19期	4.1
特定20期	2.2
特定21期	△13.3
特定22期	14.4
特定23期	1.3
特定24期	1.0
特定25期	△11.6
特定26期	△13.8

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定7期	94,591,113,638	126,153,590,119
特定8期	29,287,124,633	76,576,943,225
特定9期	13,021,767,842	78,589,989,398
特定10期	18,386,123,854	67,501,325,443
特定11期	17,737,955,837	40,415,909,916
特定12期	11,458,278,816	37,163,920,116
特定13期	8,345,652,000	36,755,614,280
特定14期	6,636,018,679	35,335,096,184
特定15期	19,228,952,549	22,624,290,119
特定16期	10,651,472,507	15,940,753,952
特定17期	3,705,805,768	11,921,636,868
特定18期	4,143,763,054	17,172,573,513
特定19期	4,504,841,755	10,630,031,264
特定20期	4,061,049,966	5,860,199,407
特定21期	1,588,592,624	9,380,268,555
特定22期	1,048,421,418	7,951,381,540
特定23期	737,544,644	8,791,867,593
特定24期	656,723,682	5,403,996,422
特定25期	664,529,081	5,651,083,224
特定26期	559,021,307	3,698,172,811

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定7期	625,707,595	1,526,674,991
特定8期	702,612,428	618,486,435
特定9期	419,583,707	843,352,143
特定10期	1,145,091,901	904,231,721
特定11期	419,048,380	524,756,037
特定12期	128,450,552	735,695,843
特定13期	103,141,397	766,353,485
特定14期	70,031,445	206,428,073
特定15期	158,689,102	379,638,587
特定16期	89,133,670	294,926,842
特定17期	88,924,434	207,741,619
特定18期	37,937,679	134,111,700
特定19期	95,937,214	104,306,538
特定20期	37,807,080	35,692,459
特定21期	32,794,766	192,637,244

特定22期	18,799,959	29,783,262
特定23期	8,803,780	87,414,377
特定24期	47,282,557	153,885,961
特定25期	7,828,921	93,379,990
特定26期	11,390,778	65,116,974

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定7期	1,417,503,940	2,754,128,789
特定8期	784,820,559	1,519,807,357
特定9期	1,019,218,045	1,339,900,567
特定10期	553,333,100	1,298,115,790
特定11期	383,328,897	710,695,304
特定12期	274,697,299	1,245,028,579
特定13期	69,912,088	699,472,681
特定14期	67,634,835	308,150,364
特定15期	136,533,364	315,433,483
特定16期	52,179,809	78,447,300
特定17期	250,031,444	164,421,794
特定18期	307,175,680	281,662,570
特定19期	78,732,053	89,558,485
特定20期	74,433,145	159,775,266
特定21期	85,965,279	228,280,664
特定22期	38,705,998	96,404,137
特定23期	68,501,094	251,265,539
特定24期	25,657,860	186,068,312
特定25期	26,669,906	124,305,175
特定26期	10,272,588	212,799,406

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定7期	5,462,240,349	19,201,790,682
特定8期	4,617,770,860	7,456,514,598
特定9期	4,059,695,847	3,833,603,042
特定10期	4,239,560,768	3,257,246,086
特定11期	3,754,108,183	3,775,528,378
特定12期	1,540,417,533	3,622,165,154
特定13期	963,930,211	4,307,903,053
特定14期	1,199,285,931	3,086,547,073
特定15期	1,284,449,605	2,237,479,404
特定16期	3,978,226,881	1,813,365,269

特定17期	2,078,536,498	1,682,056,170
特定18期	1,116,696,557	1,925,723,320
特定19期	974,922,143	1,412,885,945
特定20期	1,900,689,606	1,235,294,855
特定21期	1,650,645,759	1,845,171,257
特定22期	220,896,045	1,557,013,508
特定23期	84,038,872	2,607,400,590
特定24期	52,662,360	2,443,732,904
特定25期	52,254,086	1,304,159,357
特定26期	40,825,095	534,114,989

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定7期	68,931,604,814	30,032,616,858
特定8期	11,405,660,879	32,984,171,588
特定9期	2,295,546,314	29,609,435,750
特定10期	3,829,250,053	17,399,206,265
特定11期	1,608,241,871	13,778,835,455
特定12期	863,192,365	10,156,338,519
特定13期	587,831,382	8,640,489,727
特定14期	445,981,951	8,890,354,712
特定15期	346,225,149	2,927,931,252
特定16期	1,631,594,233	2,402,852,175
特定17期	392,738,880	1,563,044,061
特定18期	754,044,103	2,806,581,692
特定19期	523,431,677	1,374,958,608
特定20期	367,616,444	789,003,989
特定21期	291,912,532	1,144,162,314
特定22期	39,678,100	970,727,960
特定23期	49,586,400	974,246,611
特定24期	69,560,188	500,627,547
特定25期	27,541,488	724,395,338
特定26期	24,817,309	375,083,762

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

マネープール・マザーファンド

2022年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	13,831,442,140	4.95
地方債証券	日本	58,142,619,039	20.82

特殊債券	日本	7,896,156,936	2.83
現先取引勘定	-	170,047,600,000	60.88
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	29,386,243,970	10.52
合計（純資産総額）		279,304,062,085	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

マネープール・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	１１０４国庫短期証券	10,000,000,000	100.02	10,002,070,000	100.01	10,001,220,000	0.000	2022/11/28	3.58
日本	特殊債券	１８０政保道路機構	4,235,000,000	100.17	4,242,102,095	100.12	4,240,230,225	0.734	2022/12/28	1.52
日本	国債証券	１１０１国庫短期証券	3,830,000,000	100.01	3,830,551,520	100.01	3,830,222,140	0.000	2022/11/14	1.37
日本	地方債証券	１５３大阪府５年	3,128,000,000	100.02	3,128,647,496	99.99	3,127,793,552	0.001	2023/08/30	1.12
日本	地方債証券	１５０大阪府５年	2,140,000,000	100.02	2,140,490,060	100.02	2,140,357,380	0.001	2023/05/30	0.77
日本	地方債証券	７２２東京都公債	1,800,000,000	100.57	1,810,299,600	100.52	1,809,394,200	0.800	2023/06/20	0.65
日本	地方債証券	２４－１５　愛知県公債	1,640,000,000	100.16	1,642,587,920	100.11	1,641,872,880	0.744	2022/12/27	0.59
日本	地方債証券	２４－９　千葉県公債	1,597,470,000	100.32	1,602,538,772	100.26	1,601,690,515	0.820	2023/02/24	0.57
日本	地方債証券	７２５東京都公債	1,550,000,000	100.64	1,559,876,600	100.58	1,558,914,050	0.660	2023/09/20	0.56
日本	地方債証券	７６　神奈川県５年	1,500,000,000	100.04	1,500,660,000	100.04	1,500,571,500	0.030	2023/06/20	0.54
日本	地方債証券	２４－８　京都府公債	1,470,290,000	100.14	1,472,316,059	100.09	1,471,675,013	0.730	2022/12/19	0.53
日本	地方債証券	４８１名古屋市債	1,433,000,000	100.14	1,434,978,973	100.10	1,434,486,021	0.744	2022/12/20	0.51
日本	地方債証券	８５　川崎市公債	1,400,000,000	100.14	1,401,929,200	100.09	1,401,320,200	0.720	2022/12/20	0.50

日本	地方債証券	１９５ 神奈川県公債	1,300,000,000	100.28	1,303,612,700	100.24	1,303,075,800	0.576	2023/03/20	0.47
日本	地方債証券	２９－５　京都市５年	1,300,000,000	100.04	1,300,514,800	100.03	1,300,409,500	0.040	2023/03/28	0.47
日本	地方債証券	２９－１１　福岡市５年	1,300,000,000	100.04	1,300,513,500	100.03	1,300,400,400	0.040	2023/03/16	0.47
日本	特殊債券	３６　政保政策投資Ｃ	1,280,000,000	100.00	1,280,025,600	100.00	1,280,000,000	0.001	2022/11/18	0.46
日本	地方債証券	２９－１４　静岡県５年	1,230,000,000	100.04	1,230,487,080	100.03	1,230,381,300	0.040	2023/03/20	0.44
日本	地方債証券	２９－７　大阪市５年	1,200,000,000	100.02	1,200,235,200	100.01	1,200,118,800	0.040	2023/01/24	0.43
日本	地方債証券	２９－７　千葉県５年	1,000,000,000	100.03	1,000,295,000	100.02	1,000,205,000	0.040	2023/02/24	0.36
日本	地方債証券	２９－７　福岡県５年	900,000,000	100.02	900,177,300	100.01	900,088,200	0.040	2023/01/23	0.32
日本	地方債証券	１９３ 神奈川県公債	850,500,000	100.14	851,674,540	100.10	851,381,968	0.739	2022/12/20	0.30
日本	地方債証券	２５－３　広島県公債	825,000,000	100.78	831,412,725	100.70	830,802,225	0.800	2023/09/25	0.30
日本	地方債証券	３６７ 大阪府公債	812,000,000	100.16	813,281,336	100.11	812,925,680	0.730	2022/12/27	0.29
日本	地方債証券	７２４ 東京都公債	800,000,000	100.68	805,420,800	100.62	804,920,800	0.700	2023/09/20	0.29
日本	地方債証券	２４－１０　埼玉県公債	800,000,000	100.33	802,619,200	100.27	802,192,800	0.825	2023/02/27	0.29
日本	地方債証券	２４－１０　静岡県公債	703,000,000	100.32	705,232,728	100.28	704,939,577	0.678	2023/03/22	0.25
日本	地方債証券	１９６ 神奈川県公債	700,000,000	100.32	702,223,200	100.28	701,930,600	0.678	2023/03/20	0.25
日本	地方債証券	７１８ 東京都公債	700,000,000	100.29	702,016,000	100.25	701,726,200	0.600	2023/03/20	0.25
日本	地方債証券	２４－９　埼玉県公債	700,000,000	100.27	701,871,100	100.21	701,494,500	0.844	2023/01/31	0.25

ロ　種類別投資比率

2022年10月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	4.95
地方債証券	20.82
特殊債券	2.83
合　計	28.60

②投資不動産物件

マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

マネープール・マザーファンド

2022年10月31日現在

種類	国／地域	銘柄名	数量	買付受渡日	買付金額(円)	売戻日	売戻金額(円)	投資比率(%)
債券現先取引	日本	１１１０国庫短期証券	170,000,000,000	2022/10/31	170,047,600,000	2022/11/01	170,047,110,910	60.88

≪参考情報≫

基準日:2022年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■ブラジルレアル

決算期	分配金
2022年10月	10円
2022年 9月	10円
2022年 8月	10円
2022年 7月	10円
2022年 6月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	11,080円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■南アランド

決算期	分配金
2022年10月	15円
2022年 9月	15円
2022年 8月	15円
2022年 7月	15円
2022年 6月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	9,785円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■中国元

決算期	分配金
2022年10月	30円
2022年 9月	30円
2022年 8月	30円
2022年 7月	30円
2022年 6月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	9,230円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

■豪ドル

決算期	分配金
2022年10月	10円
2022年 9月	10円
2022年 8月	10円
2022年 7月	10円
2022年 6月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	10,740円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■円

決算期	分配金
2022年10月	10円
2022年 9月	10円
2022年 8月	10円
2022年 7月	10円
2022年 6月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	6,330円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況

■ブラジルレアル

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.65
親投資信託受益証券	日本	1.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.20
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルレアルクラス)	96.65
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.15

■南アランド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.44
親投資信託受益証券	日本	1.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.34
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)	96.44
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.22

■中国元

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.11
親投資信託受益証券	日本	1.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.89
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)	97.11
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.00

■豪ドル

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.93
親投資信託受益証券	日本	0.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.16
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)	96.93
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.91

■円

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.96
親投資信託受益証券	日本	0.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.81
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)	96.96
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.23

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

投資対象とする投資信託の現況

■エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）/（南アフリカランドクラス）/（中国元クラス）/（豪ドルクラス）/（円クラス）

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	残存年数(年)	比率(%)
チリ	国債証券	チリ国債	2.750	4.3	1.5
コロンビア	社債券	ボゴタ銀行	6.250	3.5	1.2
トルコ	国債証券	トルコ国債	6.125	6.0	1.1
アメリカ	国債証券	米国国債	4.000	7.0	1.1
国際機関	社債券	東部・南部アフリカ貿易開発銀行	4.875	1.6	1.1
メキシコ	社債券	ペメックス（メキシコ国営石油公社）	3.750	1.3	1.0
ドミニカ共和国	社債券	エアロプエルト・ドミニカ	6.750	6.4	1.0
サウジアラビア	国債証券	サウジアラビア国債	5.500	10.0	1.0
南アフリカ	社債券	サソール・ファイナンシング	5.875	1.4	0.9
トルコ	社債券	ヤプ・クレディ銀行	13.875	—	0.9

※残存年数は、償還日の定めのない永久債の場合、「－」と記載しています。
※比率は、エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラストの純資産総額に対する時価の比率です。
※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーから入手した情報を基に委託会社作成

■マネープール・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
現先取引勘定	—	60.88
地方債証券	日本	20.82
国債証券	日本	4.95
特殊債券	日本	2.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10.52
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1104国庫短期証券	0.000	2022/11/28	3.58
日本	特殊債券	180　政保道路機構	0.734	2022/12/28	1.52
日本	国債証券	1101国庫短期証券	0.000	2022/11/14	1.37
日本	地方債証券	153　大阪府5年	0.001	2023/08/30	1.12
日本	地方債証券	150　大阪府5年	0.001	2023/05/30	0.77
日本	地方債証券	722　東京都公債	0.800	2023/06/20	0.65
日本	地方債証券	24－15　愛知県公債	0.744	2022/12/27	0.59
日本	地方債証券	24－9　千葉県公債	0.820	2023/02/24	0.57
日本	地方債証券	725　東京都公債	0.660	2023/09/20	0.56
日本	地方債証券	76　神奈川県5年	0.030	2023/06/20	0.54

※現先取引勘定は含みません。
※比率は、マネープール・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

ブラジルレアル

南アランド

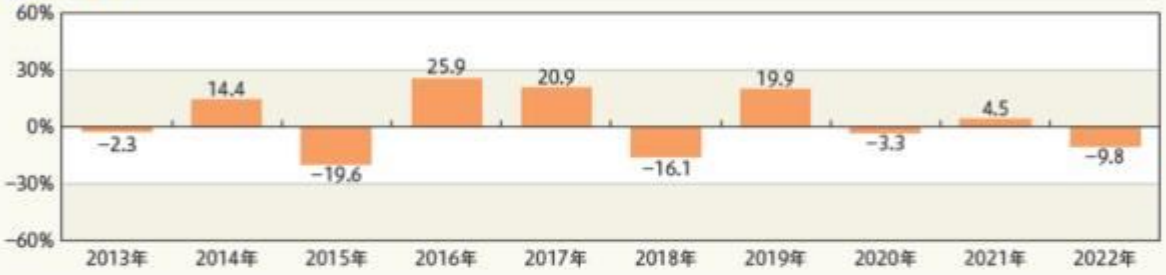

中国元

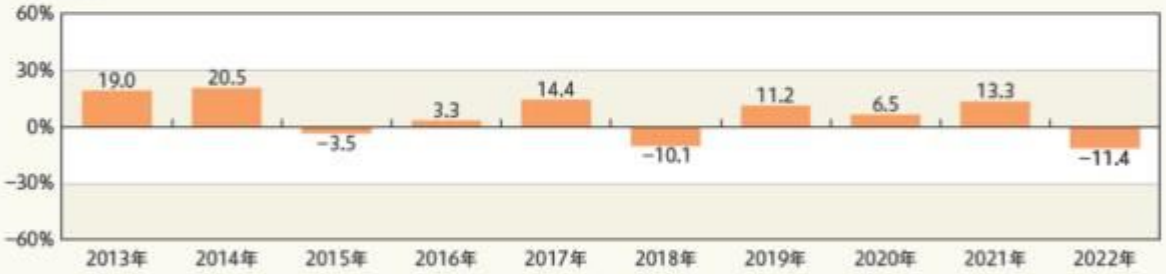

豪ドル

※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※2022年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。
お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して７営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を

解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「NW債レ」、「NW債ラ」、「NW債元」、「NW債豪」、「NW債円」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2009年10月30日から2024年10月15日まで、もしくは下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌

日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａのほか、ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．委託会社は、上記ｂの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ～ｅまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来

の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は６ヵ月（原則として４月および10月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権

利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定26期（2022年4月13日から2022年10月12日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定25期 （2022年 4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	14,200,312	27,320,836
コール・ローン	573,470,933	671,786,528
投資信託受益証券	13,824,643,670	11,969,890,404
親投資信託受益証券	144,028,800	143,985,600
流動資産合計	14,556,343,715	12,812,983,368
資産合計	14,556,343,715	12,812,983,368
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	61,459,454	58,320,303
未払解約金	42,671,693	13,634,616
未払受託者報酬	301,690	293,663
未払委託者報酬	11,705,806	11,394,536
その他未払費用	73,778	72,512
流動負債合計	116,212,421	83,715,630
負債合計	116,212,421	83,715,630
純資産の部		
元本等		
元本	61,459,454,523	58,320,303,019
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△47,019,323,229	△45,591,035,281
（分配準備積立金）	13,650,210,284	14,090,841,689
元本等合計	14,440,131,294	12,729,267,738
純資産合計	14,440,131,294	12,729,267,738
負債純資産合計	14,556,343,715	12,812,983,368

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定25期 自　2021年10月13日 至　2022年 4月12日	特定26期 自　2022年 4月13日 至　2022年10月12日
営業収益		
受取配当金	1,326,485,297	1,695,582,148
受取利息	2,175	1,600
有価証券売買等損益	1,178,437,725	△2,274,796,466
営業収益合計	2,504,925,197	△579,212,718
営業費用		
支払利息	85,294	77,840
受託者報酬	1,805,671	1,816,436
委託者報酬	70,061,491	70,479,754
その他費用	440,637	443,116
営業費用合計	72,393,093	72,817,146
営業利益又は営業損失（△）	2,432,532,104	△652,029,864
経常利益又は経常損失（△）	2,432,532,104	△652,029,864
当期純利益又は当期純損失（△）	2,432,532,104	△652,029,864
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	16,298,102	1,053,125
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△53,031,656,280	△47,019,323,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,502,173,437	2,872,183,494
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,502,173,437	2,872,183,494
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	526,270,490	434,635,226
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	526,270,490	434,635,226
分配金	379,803,898	356,177,331
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△47,019,323,229	△45,591,035,281

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	61,459,454,523口	58,320,303,019口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 47,019,323,229円	元本の欠損 45,591,035,281円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.2350円 （１万口当たりの純資産額2,350円）	1口当たり純資産額　0.2183円 （１万口当たりの純資産額2,183円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定25期 自 2021年10月13日 至 2022年4月12日	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日

分配金の計算過程	(自2021年10月13日至2021年11月12日) 第145計算期間末における費用控除後の配当等収益（205,271,602円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,960,833,755円）、および分配準備積立金（13,733,965,090円）より、分配対象収益は18,900,070,447円（１万口当たり2,887.28円）であり、うち65,459,674円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年4月13日至2022年5月12日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（261,651,837円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,743,032,283円）、および分配準備積立金（13,454,827,185円）より、分配対象収益は18,459,511,305円（１万口当たり3,041.09円）であり、うち60,700,315円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年11月13日至2021年12月13日) 第146計算期間末における費用控除後の配当等収益（199,136,037円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,930,341,736円）、および分配準備積立金（13,708,019,896円）より、分配対象収益は18,837,497,669円（１万口当たり2,908.03円）であり、うち64,777,602円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年5月13日至2022年6月13日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（270,054,577円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,705,703,353円）、および分配準備積立金（13,470,132,869円）より、分配対象収益は18,445,890,799円（１万口当たり3,076.12円）であり、うち59,964,705円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年12月14日至2022年1月12日) 第147計算期間末における費用控除後の配当等収益（196,719,004円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,834,268,701円）、および分配準備積立金（13,496,489,124円）より、分配対象収益は18,527,476,829円（１万口当たり2,929.13円）であり、うち63,252,559円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年6月14日至2022年7月12日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（279,258,648円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,681,808,795円）、および分配準備積立金（13,541,098,652円）より、分配対象収益は18,502,166,095円（１万口当たり3,113.11円）であり、うち59,432,988円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年1月13日至2022年2月14日) 第148計算期間末における費用控除後の配当等収益（218,415,557円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,807,267,888円）、および分配準備積立金（13,473,047,002円）より、分配対象収益は18,498,730,447円（１万口当たり2,954.01円）であり、うち62,622,538円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年7月13日至2022年8月12日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（264,657,030円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,675,411,737円）、および分配準備積立金（13,660,623,030円）より、分配対象収益は18,600,691,797円（１万口当たり3,147.90円）であり、うち59,089,123円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年2月15日至2022年3月14日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（223,654,187円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,796,200,715円）、および分配準備積立金（13,524,948,761円）より、分配対象収益は18,544,803,663円（１万口当たり2,979.94円）であり、うち62,232,071円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年8月13日至2022年9月12日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（278,817,571円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,661,098,153円）、および分配準備積立金（13,748,951,766円）より、分配対象収益は18,688,867,490円（１万口当たり3,185.43円）であり、うち58,669,897円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

	(自2022年3月15日至2022年4月12日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（233,447,576円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,775,188,621円）、および分配準備積立金（13,478,222,162円）より、分配対象収益は18,486,858,359円（１万口当たり3,007.98円）であり、うち61,459,454円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年9月13日至2022年10月12日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（286,148,925円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,656,182,163円）、および分配準備積立金（13,863,013,067円）より、分配対象収益は18,805,344,155円（１万口当たり3,224.49円）であり、うち58,320,303円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定26期 （2022年10月12日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定25期（自 2021年10月13日　至 2022年4月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,682,248,108円

親投資信託受益証券	-円
合計	1,682,248,108円

特定26期（自 2022年4月13日　至 2022年10月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△908,247,630円
親投資信託受益証券	△14,400円
合計	△908,262,030円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
期首元本額	66,446,008,666円	61,459,454,523円
期中追加設定元本額	664,529,081円	559,021,307円
期中一部解約元本額	5,651,083,224円	3,698,172,811円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルレアルクラス）	13,555,935	11,969,890,404	
	投資信託受益証券　小計		11,969,890,404	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	144,000,000	143,985,600	
	親投資信託受益証券　小計		143,985,600	
合　計			12,113,876,004	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定25期 （2022年 4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	314,479	430,934
コール・ローン	12,700,049	10,596,137
投資信託受益証券	358,597,625	269,906,909
親投資信託受益証券	3,475,527	3,474,485
流動資産合計	375,087,680	284,408,465
資産合計	375,087,680	284,408,465
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,099,787	1,019,198
未払解約金	357,487	1,642,369
未払受託者報酬	7,890	6,706
未払委託者報酬	306,425	260,448
その他未払費用	1,887	1,626
流動負債合計	1,773,476	2,930,347
負債合計	1,773,476	2,930,347
純資産の部		
元本等		
元本	733,191,588	679,465,392
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△359,877,384	△397,987,274
（分配準備積立金）	186,830,306	188,757,780
元本等合計	373,314,204	281,478,118
純資産合計	373,314,204	281,478,118
負債純資産合計	375,087,680	284,408,465

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定25期 自　2021年10月13日 至　2022年 4月12日	特定26期 自　2022年 4月13日 至　2022年10月12日
営業収益		
受取配当金	27,140,480	26,779,327
受取利息	54	38
有価証券売買等損益	△13,103,040	△86,491,758
営業収益合計	14,037,494	△59,712,393
営業費用		
支払利息	2,134	1,716
受託者報酬	51,135	44,174
委託者報酬	1,985,962	1,715,404
その他費用	12,304	10,612
営業費用合計	2,051,535	1,771,906
営業利益又は営業損失（△）	11,985,959	△61,484,299
経常利益又は経常損失（△）	11,985,959	△61,484,299
当期純利益又は当期純損失（△）	11,985,959	△61,484,299
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△413,442	△1,816,408
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△409,279,217	△359,877,384
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,885,820	34,011,239
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,885,820	34,011,239
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,043,620	6,176,905
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,043,620	6,176,905
分配金	6,839,768	6,276,333
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△359,877,384	△397,987,274

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	733,191,588口	679,465,392口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 359,877,384円	元本の欠損 397,987,274円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.5092円 （１万口当たりの純資産額5,092円）	1口当たり純資産額　0.4143円 （１万口当たりの純資産額4,143円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定25期 自 2021年10月13日 至 2022年4月12日	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日

分配金の計算過程	(自2021年10月13日至2021年11月12日) 第145計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,398,570円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（79,024,868円）、および分配準備積立金（184,424,334円）より、分配対象収益は267,847,772円（１万口当たり3,374.36円）であり、うち1,190,661円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年4月13日至2022年5月12日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,301,714円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（72,354,765円）、および分配準備積立金（180,382,327円）より、分配対象収益は257,038,806円（１万口当たり3,625.54円）であり、うち1,063,449円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2021年11月13日至2021年12月13日) 第146計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,404,792円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（78,265,027円）、および分配準備積立金（184,967,671円）より、分配対象収益は267,637,490円（１万口当たり3,415.57円）であり、うち1,175,370円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年5月13日至2022年6月13日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,319,531円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（72,802,072円）、および分配準備積立金（183,538,444円）より、分配対象収益は260,660,047円（１万口当たり3,671.41円）であり、うち1,064,957円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2021年12月14日至2022年1月12日) 第147計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,184,378円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（75,928,425円）、および分配準備積立金（181,637,355円）より、分配対象収益は261,750,158円（１万口当たり3,455.82円）であり、うち1,136,126円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年6月14日至2022年7月12日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,239,218円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（71,949,928円）、および分配準備積立金（183,705,471円）より、分配対象収益は259,894,617円（１万口当たり3,717.06円）であり、うち1,048,790円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年1月13日至2022年2月14日) 第148計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,147,381円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（76,449,217円）、および分配準備積立金（184,264,218円）より、分配対象収益は264,860,816円（１万口当たり3,495.56円）であり、うち1,136,559円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年7月13日至2022年8月12日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,249,877円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（72,565,075円）、および分配準備積立金（184,954,177円）より、分配対象収益は261,769,129円（１万口当たり3,763.35円）であり、うち1,043,362円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年2月15日至2022年3月14日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,171,008円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（74,354,577円）、および分配準備積立金（181,180,185円）より、分配対象収益は259,705,770円（１万口当たり3,537.37円）であり、うち1,101,265円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年8月13日至2022年9月12日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,046,883円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（72,822,257円）、および分配準備積立金（186,208,996円）より、分配対象収益は263,078,136円（１万口当たり3,806.92円）であり、うち1,036,577円（１万口当たり15円）を分配金額としております。

	(自2022年3月15日至2022年4月12日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,214,549円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（74,542,050円）、および分配準備積立金（183,715,544円）より、分配対象収益は262,472,143円（１万口当たり3,579.86円）であり、うち1,099,787円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年9月13日至2022年10月12日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,163,397円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（72,034,799円）、および分配準備積立金（185,613,581円）より、分配対象収益は261,811,777円（１万口当たり3,853.20円）であり、うち1,019,198円（１万口当たり15円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定26期 （2022年10月12日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定25期（自 2021年10月13日　至 2022年4月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	31,627,435円

親投資信託受益証券	-円
合計	31,627,435円

特定26期（自 2022年4月13日　至 2022年10月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△29,596,058円
親投資信託受益証券	△348円
合計	△29,596,406円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
期首元本額	818,742,657円	733,191,588円
期中追加設定元本額	7,828,921円	11,390,778円
期中一部解約元本額	93,379,990円	65,116,974円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）	114,270	269,906,909	
	投資信託受益証券　小計		269,906,909	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	3,474,833	3,474,485	
	親投資信託受益証券　小計		3,474,485	
合　計			273,381,394	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定25期 （2022年 4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,345,548	1,563,835
コール・ローン	54,339,131	38,452,821
投資信託受益証券	1,520,193,076	1,170,673,920
親投資信託受益証券	12,048,457	12,044,843
流動資産合計	1,587,926,212	1,222,735,419
資産合計	1,587,926,212	1,222,735,419
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,645,029	4,037,449
未払解約金	9,607,544	107,154
未払受託者報酬	33,854	28,559
未払委託者報酬	1,313,721	1,108,371
その他未払費用	8,241	6,957
流動負債合計	15,608,389	5,288,490
負債合計	15,608,389	5,288,490
純資産の部		
元本等		
元本	1,548,343,248	1,345,816,430
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,974,575	△128,369,501
（分配準備積立金）	442,514,335	425,101,907
元本等合計	1,572,317,823	1,217,446,929
純資産合計	1,572,317,823	1,217,446,929
負債純資産合計	1,587,926,212	1,222,735,419

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定25期 自　2021年10月13日 至　2022年 4月12日	特定26期 自　2022年 4月13日 至　2022年10月12日
営業収益		
受取配当金	81,825,852	77,064,751
受取利息	220	125
有価証券売買等損益	△48,081,657	△202,522,770
営業収益合計	33,744,415	△125,457,894
営業費用		
支払利息	9,590	6,008
受託者報酬	221,465	189,409
委託者報酬	8,594,458	7,351,225
その他費用	53,852	45,916
営業費用合計	8,879,365	7,592,558
営業利益又は営業損失（△）	24,865,050	△133,050,452
経常利益又は経常損失（△）	24,865,050	△133,050,452
当期純利益又は当期純損失（△）	24,865,050	△133,050,452
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,239,616	△448,353
期首剰余金又は期首欠損金（△）	31,235,774	23,974,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	727,960	5,985,980
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,985,980
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	727,960	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,279,173	307,519
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,279,173	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	307,519
分配金	28,335,420	25,420,438
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,974,575	△128,369,501

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	1,548,343,248口	1,345,816,430口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 ―	元本の欠損 128,369,501円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0155円 （１万口当たりの純資産額10,155円）	1口当たり純資産額　0.9046円 （１万口当たりの純資産額9,046円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定25期 自 2021年10月13日 至 2022年4月12日	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日

分配金の計算過程	(自2021年10月13日至2021年11月12日) 第145計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,508,912円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（401,192,324円）、および分配準備積立金（421,457,942円）より、分配対象収益は836,159,178円（１万口当たり5,144.66円）であり、うち4,875,884円（１万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2022年4月13日至2022年5月12日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,169,732円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（377,222,038円）、および分配準備積立金（429,937,457円）より、分配対象収益は819,329,227円（１万口当たり5,439.86円）であり、うち4,518,474円（１万口当たり30円）を分配金額としております。
	(自2021年11月13日至2021年12月13日) 第146計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,267,636円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（391,648,730円）、および分配準備積立金（417,950,272円）より、分配対象収益は821,866,638円（１万口当たり5,192.17円）であり、うち4,748,691円（１万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2022年5月13日至2022年6月13日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,462,174円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（365,629,007円）、および分配準備積立金（423,157,238円）より、分配対象収益は801,248,419円（１万口当たり5,495.34円）であり、うち4,374,152円（１万口当たり30円）を分配金額としております。
	(自2021年12月14日至2022年1月12日) 第147計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,954,842円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（389,662,651円）、および分配準備積立金（420,798,152円）より、分配対象収益は822,415,645円（１万口当たり5,238.32円）であり、うち4,709,996円（１万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2022年6月14日至2022年7月12日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,595,897円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（359,287,764円）、および分配準備積立金（422,544,825円）より、分配対象収益は793,428,486円（１万口当たり5,546.41円）であり、うち4,291,580円（１万口当たり30円）を分配金額としております。
	(自2022年1月13日至2022年2月14日) 第148計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,381,635円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（388,568,645円）、および分配準備積立金（424,279,144円）より、分配対象収益は825,229,424円（１万口当たり5,287.78円）であり、うち4,681,904円（１万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2022年7月13日至2022年8月12日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,756,073円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（347,884,120円）、および分配準備積立金（415,091,944円）より、分配対象収益は774,732,137円（１万口当たり5,601.40円）であり、うち4,149,311円（１万口当たり30円）を分配金額としております。
	(自2022年2月15日至2022年3月14日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,258,373円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（388,361,466円）、および分配準備積立金（430,786,369円）より、分配対象収益は831,406,208円（１万口当たり5,336.46円）であり、うち4,673,916円（１万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2022年8月13日至2022年9月12日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,605,340円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（339,994,985円）、および分配準備積立金（412,046,548円）より、分配対象収益は763,646,873円（１万口当たり5,657.38円）であり、うち4,049,472円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

	(自2022年3月15日至2022年4月12日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,785,933円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（387,249,818円）、および分配準備積立金（434,373,431円）より、分配対象収益は834,409,182円（１万口当たり5,389.05円）であり、うち4,645,029円（１万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2022年9月13日至2022年10月12日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,257,483円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（339,460,326円）、および分配準備積立金（417,881,873円）より、分配対象収益は768,599,682円（１万口当たり5,711.03円）であり、うち4,037,449円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定26期 （2022年10月12日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定25期（自 2021年10月13日　至 2022年4月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	92,073,889円

親投資信託受益証券	-円
合計	92,073,889円

特定26期（自 2022年4月13日　至 2022年10月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△102,945,596円
親投資信託受益証券	△1,205円
合計	△102,946,801円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
期首元本額	1,645,978,517円	1,548,343,248円
期中追加設定元本額	26,669,906円	10,272,588円
期中一部解約元本額	124,305,175円	212,799,406円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）	177,187	1,170,673,920	
	投資信託受益証券　小計		1,170,673,920	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	12,046,048	12,044,843	
	親投資信託受益証券　小計		12,044,843	
合　計			1,182,718,763	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定25期 （2022年 4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,658,427	7,717,123
コール・ローン	188,127,750	189,754,781
投資信託受益証券	6,453,723,823	5,130,539,618
親投資信託受益証券	50,010,000	49,995,000
流動資産合計	6,696,520,000	5,378,006,522
資産合計	6,696,520,000	5,378,006,522
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,954,205	11,460,915
未払解約金	32,246,356	1,781,150
未払受託者報酬	147,380	129,744
未払委託者報酬	5,718,734	5,034,215
その他未払費用	35,905	31,802
流動負債合計	50,102,580	18,437,826
負債合計	50,102,580	18,437,826
純資産の部		
元本等		
元本	11,954,205,666	11,460,915,772
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,307,788,246	△6,101,347,076
（分配準備積立金）	1,261,425,079	1,381,869,925
元本等合計	6,646,417,420	5,359,568,696
純資産合計	6,646,417,420	5,359,568,696
負債純資産合計	6,696,520,000	5,378,006,522

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定25期 自　2021年10月13日 至　2022年 4月12日	特定26期 自　2022年 4月13日 至　2022年10月12日
営業収益		
受取配当金	262,158,810	273,642,332
受取利息	894	573
有価証券売買等損益	△204,139,901	△1,201,199,205
営業収益合計	58,019,803	△927,556,300
営業費用		
支払利息	37,419	27,608
受託者報酬	958,204	832,883
委託者報酬	37,180,175	32,317,331
その他費用	233,018	202,337
営業費用合計	38,408,816	33,380,159
営業利益又は営業損失（△）	19,610,987	△960,936,459
経常利益又は経常損失（△）	19,610,987	△960,936,459
当期純利益又は当期純損失（△）	19,610,987	△960,936,459
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	24,475,209	△707,977
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,804,981,518	△5,307,788,246
剰余金増加額又は欠損金減少額	601,411,482	255,883,263
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	601,411,482	255,883,263
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,913,873	19,437,134
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,913,873	19,437,134
分配金	75,440,115	69,776,477
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,307,788,246	△6,101,347,076

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	11,954,205,666口	11,460,915,772口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 5,307,788,246円	元本の欠損 6,101,347,076円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.5560円 （１万口当たりの純資産額5,560円）	1口当たり純資産額　0.4676円 （１万口当たりの純資産額4,676円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定25期 自 2021年10月13日 至 2022年4月12日	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日

分配金の計算過程	(自2021年10月13日至2021年11月12日) 第145計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,099,220円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,483,739,282円）、および分配準備積立金（1,210,526,062円）より、分配対象収益は3,737,364,564円（１万口当たり2,878.51円）であり、うち12,983,690円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年4月13日至2022年5月12日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,754,428円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,274,734,649円）、および分配準備積立金（1,251,532,585円）より、分配対象収益は3,565,021,662円（１万口当たり3,004.29円）であり、うち11,866,423円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年11月13日至2021年12月13日) 第146計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,432,957円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,441,964,376円）、および分配準備積立金（1,218,974,700円）より、分配対象収益は3,700,372,033円（１万口当たり2,899.40円）であり、うち12,762,529円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年5月13日至2022年6月13日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（42,818,836円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,255,642,635円）、および分配準備積立金（1,265,887,532円）より、分配対象収益は3,564,349,003円（１万口当たり3,030.70円）であり、うち11,760,796円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年12月14日至2022年1月12日) 第147計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,570,830円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,417,642,091円）、および分配準備積立金（1,232,235,665円）より、分配対象収益は3,685,448,586円（１万口当たり2,917.56円）であり、うち12,631,937円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年6月14日至2022年7月12日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,351,060円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,242,231,380円）、および分配準備積立金（1,288,259,872円）より、分配対象収益は3,570,842,312円（１万口当たり3,055.23円）であり、うち11,687,644円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年1月13日至2022年2月14日) 第148計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,149,017円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,406,636,015円）、および分配準備積立金（1,248,507,141円）より、分配対象収益は3,693,292,173円（１万口当たり2,937.91円）であり、うち12,571,151円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年7月13日至2022年8月12日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,472,000円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,211,512,074円）、および分配準備積立金（1,297,612,660円）より、分配対象収益は3,552,596,734円（１万口当たり3,082.95円）であり、うち11,523,352円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年2月15日至2022年3月14日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,400,487円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,401,504,903円）、および分配準備積立金（1,269,101,100円）より、分配対象収益は3,708,006,490円（１万口当たり2,957.74円）であり、うち12,536,603円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年8月13日至2022年9月12日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,260,161円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,203,328,892円）、および分配準備積立金（1,323,607,848円）より、分配対象収益は3,567,196,901円（１万口当たり3,108.03円）であり、うち11,477,347円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

	(自2022年3月15日至2022年4月12日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,522,668円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,290,925,412円）、および分配準備積立金（1,232,856,616円）より、分配対象収益は3,564,304,696円（１万口当たり2,981.63円）であり、うち11,954,205円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年9月13日至2022年10月12日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,531,090円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,200,829,600円）、および分配準備積立金（1,349,799,750円）より、分配対象収益は3,594,160,440円（１万口当たり3,136.02円）であり、うち11,460,915円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定26期 （2022年10月12日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定25期（自 2021年10月13日　至 2022年4月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	495,777,686円

親投資信託受益証券	-円
合計	495,777,686円

特定26期（自 2022年4月13日　至 2022年10月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△757,441,259円
親投資信託受益証券	△5,000円
合計	△757,446,259円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
期首元本額	13,206,110,937円	11,954,205,666円
期中追加設定元本額	52,254,086円	40,825,095円
期中一部解約元本額	1,304,159,357円	534,114,989円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）	937,427	5,130,539,618	
	投資信託受益証券　小計		5,130,539,618	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	50,000,000	49,995,000	
	親投資信託受益証券　小計		49,995,000	
合　計			5,180,534,618	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定25期 （2022年 4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,145,149	6,082,683
コール・ローン	167,399,328	149,565,872
投資信託受益証券	5,748,776,173	4,704,132,841
親投資信託受益証券	11,002,200	10,998,900
流動資産合計	5,931,322,850	4,870,780,296
資産合計	5,931,322,850	4,870,780,296
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,438,211	9,087,944
未払解約金	1,246,667	2,564,035
未払受託者報酬	130,819	113,841
未払委託者報酬	5,075,956	4,417,183
その他未払費用	31,821	27,869
流動負債合計	15,923,474	16,210,872
負債合計	15,923,474	16,210,872
純資産の部		
元本等		
元本	9,438,211,263	9,087,944,810
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,522,811,887	△4,233,375,386
（分配準備積立金）	1,238,741,163	1,349,297,123
元本等合計	5,915,399,376	4,854,569,424
純資産合計	5,915,399,376	4,854,569,424
負債純資産合計	5,931,322,850	4,870,780,296

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定25期 自　2021年10月13日 至　2022年 4月12日	特定26期 自　2022年 4月13日 至　2022年10月12日
営業収益		
受取配当金	253,458,977	243,380,851
受取利息	825	508
有価証券売買等損益	△1,011,458,214	△1,014,646,632
営業収益合計	△757,998,412	△771,265,273
営業費用		
支払利息	37,225	23,599
受託者報酬	914,028	742,182
委託者報酬	35,465,695	28,798,125
その他費用	222,312	180,230
営業費用合計	36,639,260	29,744,136
営業利益又は営業損失（△）	△794,637,672	△801,009,409
経常利益又は経常損失（△）	△794,637,672	△801,009,409
当期純利益又は当期純損失（△）	△794,637,672	△801,009,409
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,966,817	△1,941,171
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,882,185,173	△3,522,811,887
剰余金増加額又は欠損金減少額	214,873,037	154,064,804
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	214,873,037	154,064,804
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,911,800	10,272,707
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,911,800	10,272,707
分配金	57,917,096	55,287,358
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,522,811,887	△4,233,375,386

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	9,438,211,263口	9,087,944,810口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 3,522,811,887円	元本の欠損 4,233,375,386円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.6268円 （１万口当たりの純資産額6,268円）	1口当たり純資産額　0.5342円 （１万口当たりの純資産額5,342円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定25期 自 2021年10月13日 至 2022年4月12日	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日

分配金の計算過程	(自2021年10月13日至2021年11月12日) 第145計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,074,656円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（212,283,134円）、および分配準備積立金（1,154,014,772円）より、分配対象収益は1,403,372,562円（１万口当たり1,400.19円）であり、うち10,022,727円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年4月13日至2022年5月12日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,759,253円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（201,685,777円）、および分配準備積立金（1,229,780,145円）より、分配対象収益は1,467,225,175円（１万口当たり1,565.33円）であり、うち9,373,268円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年11月13日至2021年12月13日) 第146計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,192,392円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（207,161,040円）、および分配準備積立金（1,150,110,218円）より、分配対象収益は1,393,463,650円（１万口当たり1,427.26円）であり、うち9,763,203円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年5月13日至2022年6月13日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,700,161円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（200,142,902円）、および分配準備積立金（1,243,323,927円）より、分配対象収益は1,478,166,990円（１万口当たり1,592.72円）であり、うち9,280,780円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年12月14日至2022年1月12日) 第147計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,504,792円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（205,989,622円）、および分配準備積立金（1,167,409,744円）より、分配対象収益は1,408,904,158円（１万口当たり1,453.90円）であり、うち9,690,519円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年6月14日至2022年7月12日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,482,133円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（200,397,323円）、および分配準備積立金（1,265,859,871円）より、分配対象収益は1,502,739,327円（１万口当たり1,622.10円）であり、うち9,264,162円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年1月13日至2022年2月14日) 第148計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,694,961円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（203,098,058円）、および分配準備積立金（1,173,911,740円）より、分配対象収益は1,412,704,759円（１万口当たり1,481.33円）であり、うち9,536,745円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年7月13日至2022年8月12日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,191,903円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（198,938,819円）、および分配準備積立金（1,277,887,502円）より、分配対象収益は1,515,018,224円（１万口当たり1,653.79円）であり、うち9,160,878円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年2月15日至2022年3月14日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,741,051円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（201,960,672円）、および分配準備積立金（1,190,752,799円）より、分配対象収益は1,429,454,522円（１万口当たり1,510.14円）であり、うち9,465,691円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年8月13日至2022年9月12日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,894,965円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（198,652,487円）、および分配準備積立金（1,300,539,575円）より、分配対象収益は1,535,087,027円（１万口当たり1,683.15円）であり、うち9,120,326円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

	(自2022年3月15日至2022年4月12日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,955,321円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（202,642,549円）、および分配準備積立金（1,213,224,053円）より、分配対象収益は1,450,821,923円（１万口当たり1,537.18円）であり、うち9,438,211円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年9月13日至2022年10月12日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,338,241円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（198,502,335円）、および分配準備積立金（1,322,046,826円）より、分配対象収益は1,556,887,402円（１万口当たり1,713.13円）であり、うち9,087,944円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定26期 （2022年10月12日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定25期（自 2021年10月13日　至 2022年4月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△33,501,026円

親投資信託受益証券	-円
合計	△33,501,026円

特定26期（自 2022年4月13日　至 2022年10月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△377,815,242円
親投資信託受益証券	△1,100円
合計	△377,816,342円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定26期 自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定25期 （2022年4月12日現在）	特定26期 （2022年10月12日現在）
期首元本額	10,135,065,113円	9,438,211,263円
期中追加設定元本額	27,541,488円	24,817,309円
期中一部解約元本額	724,395,338円	375,083,762円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）	951,676	4,704,132,841	
	投資信託受益証券　小計		4,704,132,841	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	11,000,000	10,998,900	
	親投資信託受益証券　小計		10,998,900	
合　計			4,715,131,741	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）」、「ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）」、「ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）」、「ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）」および「ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）」は、「マネープール・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネープール・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2022年4月12日現在）	（2022年10月12日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,725,890,806	676,395,786
コール・ローン	110,083,439,130	16,631,759,522
国債証券	121,233,157,950	13,832,621,520
地方債証券	68,292,756,292	60,396,645,682
特殊債券	10,684,422,377	7,582,469,521
現先取引勘定	-	180,113,400,000
未収利息	85,875,745	61,155,798
前払費用	5,262,223	28,321,491
流動資産合計	313,110,804,523	279,322,769,320
資産合計	313,110,804,523	279,322,769,320
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	131,701	151,000
流動負債合計	131,701	151,000
負債合計	131,701	151,000
純資産の部		
元本等		
元本	313,036,618,422	279,340,187,815
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	74,054,400	△17,569,495
元本等合計	313,110,672,822	279,322,618,320
純資産合計	313,110,672,822	279,322,618,320
負債純資産合計	313,110,804,523	279,322,769,320

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2022年4月12日現在）	（2022年10月12日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	313,036,618,422口	279,340,187,815口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 ―	元本の欠損 17,569,495円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0002円 （１万口当たりの純資産額10,002円）	1口当たり純資産額　0.9999円 （１万口当たりの純資産額9,999円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年10月12日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年4月13日 至 2022年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2022年4月12日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	339,935,919,283円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	26,899,300,861円
2022年4月12日現在の元本の内訳	
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）	144,000,000円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	3,474,833円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	12,046,048円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	8,874,310円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	4,305,812円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	1,026,625円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	941,890円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	897,182円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	329,342円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ３＜適格機関投資家限定＞	312,789,764,204円
合　計	313,036,618,422円

（2022年10月12日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	313,036,618,422円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	33,696,430,607円
2022年10月12日現在の元本の内訳	
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）	144,000,000円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	3,474,833円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	12,046,048円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	8,874,310円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	4,305,812円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	1,026,625円

三井住友・公益債券投信（資産成長型）	941,890円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	897,182円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	329,342円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ３＜適格機関投資家限定＞	279,093,333,597円
合　計	279,340,187,815円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	１１０１国庫短期証券	3,830,000,000	3,830,551,520	
	１１０４国庫短期証券	10,000,000,000	10,002,070,000	
	国債証券　小計		13,832,621,520	
地方債証券	７１４　東京都公債	100,000,000	100,138,100	
	７１５　東京都公債	500,000,000	500,739,000	
	７１６　東京都公債	550,000,000	550,812,900	
	７１７　東京都公債	300,000,000	300,894,000	
	７１８　東京都公債	700,000,000	702,016,000	
	７１９　東京都公債	510,000,000	512,026,230	
	７２２　東京都公債	1,800,000,000	1,810,299,600	
	７２４　東京都公債	800,000,000	805,420,800	
	７２５　東京都公債	1,550,000,000	1,559,876,600	
	１　東京都２０年	100,000,000	101,090,200	
	２９－１　宮城県公債	600,000,000	604,318,200	
	１４－１　宮城県５年	100,000,000	100,052,900	
	１９３　神奈川県公債	850,500,000	851,674,540	
	１９４　神奈川県公債	600,000,000	600,888,000	
	１９５　神奈川県公債	1,300,000,000	1,303,612,700	
	１９６　神奈川県公債	700,000,000	702,223,200	
	１９７　神奈川県公債	100,000,000	100,592,200	
	２００　神奈川県公債	300,000,000	302,391,000	
	２０１　神奈川県公債	500,000,000	503,388,000	
	７４　神奈川県５年	420,000,000	420,166,320	
	７６　神奈川県５年	1,500,000,000	1,500,660,000	
	３６５　大阪府公債	500,000,000	500,141,000	
	３６６　大阪府公債	342,000,000	342,334,818	
	３６７　大阪府公債	812,000,000	813,281,336	
	３６８　大阪府公債	300,000,000	300,771,900	
	３６９　大阪府公債	612,000,000	613,943,712	
	３７０　大阪府公債	100,000,000	100,318,300	
	３７２　大阪府公債	372,000,000	373,604,436	
	３７４　大阪府公債	400,000,000	403,041,200	

３７６　大阪府公債	106,000,000	106,845,032	
３７７　大阪府公債	400,000,000	403,076,800	
３７８　大阪府公債	144,000,000	145,142,208	
１４５　大阪府５年	108,000,000	108,000,000	
１４７　大阪府５年	300,000,000	300,029,400	
１５０　大阪府５年	2,140,000,000	2,140,490,060	
１５１　大阪府５年	450,000,000	450,109,350	
１５３　大阪府５年	3,128,000,000	3,128,647,496	
２４－６　京都府公債	200,000,000	200,036,000	
２４－８　京都府公債	1,470,290,000	1,472,316,059	
２４－１０　京都府公債	454,900,000	456,345,217	
２５－４　京都府公債	100,000,000	100,631,600	
２５－７　京都府公債	300,000,000	302,302,500	
２５－９　京都府公債	100,000,000	100,709,200	
２９－１０　京都府５年	100,000,000	100,009,700	
２９－１２　京都府５年	100,000,000	100,039,500	
２４－１８　兵庫県公債	600,000,000	600,052,200	
２５－７　兵庫県公債	600,000,000	604,439,400	
２４－９　静岡県公債	100,000,000	100,087,900	
２４－１０　静岡県公債	703,000,000	705,232,728	
２５－１　静岡県公債	600,000,000	601,914,600	
２５－７　静岡県公債	100,000,000	100,766,900	
２５－８　静岡県公債	159,800,000	160,964,942	
２９－１４　静岡県５年	1,230,000,000	1,230,487,080	
２４－１３　愛知県公債	100,000,000	100,098,100	
２４－１５　愛知県公債	1,640,000,000	1,642,587,920	
２４－１９　愛知県公債	600,000,000	601,909,800	
２５－４　愛知県公債	100,000,000	100,560,500	
２５－１２　愛知県公債	100,000,000	100,757,900	
２５－１５　愛知県公債	300,000,000	302,218,200	
２５－１６　愛知県公債	100,000,000	100,752,500	
２４－４　広島県公債	100,000,000	100,097,900	
２４－５　広島県公債	500,000,000	501,237,000	
２４－７　広島県公債	100,000,000	100,328,200	
２５－１　広島県公債	112,870,000	113,322,270	
２５－３　広島県公債	825,000,000	831,412,725	
２９－６　広島県５年	600,000,000	600,178,200	
２４－６　埼玉県公債	500,000,000	500,140,000	
２４－９　埼玉県公債	700,000,000	701,871,100	
２４－１０　埼玉県公債	800,000,000	802,619,200	
２５－１　埼玉県公債	250,000,000	250,823,250	
２５－３　埼玉県公債	100,000,000	100,651,800	
２５－４　埼玉県公債	300,000,000	302,221,800	
２５－６　埼玉県公債	148,000,000	149,165,648	
２９－７　埼玉県５年	490,000,000	490,000,000	

	３０－７　埼玉県５年	300,000,000	300,093,000	
	２４－６　福岡県公債	200,000,000	200,055,600	
	２４－９　福岡県公債	500,000,000	500,739,500	
	２４－１１　福岡県公債	300,000,000	300,952,800	
	２５－６　福岡県公債	100,000,000	100,749,700	
	２９－７　福岡県５年	900,000,000	900,177,300	
	３０－２　福岡県５年	100,000,000	100,052,900	
	２４－６　千葉県公債	380,000,000	380,371,260	
	２４－７　千葉県公債	600,000,000	600,886,800	
	２４－８　千葉県公債	600,000,000	601,484,400	
	２４－９　千葉県公債	1,597,470,000	1,602,538,772	
	２５－１　千葉県公債	150,000,000	150,494,250	
	２５－３　千葉県公債	100,000,000	100,641,500	
	２５－４　千葉県公債	200,000,000	201,500,600	
	２５－６　千葉県公債	300,000,000	302,331,900	
	２５－７　千葉県公債	400,000,000	402,957,600	
	２５－８　千葉県公債	120,000,000	120,903,360	
	２９－７　千葉県５年	1,000,000,000	1,000,295,000	
	２５－１　栃木県公債	300,000,000	302,226,000	
	２４－８　大阪市公債	300,000,000	300,743,100	
	２５－２　大阪市公債	200,000,000	201,060,600	
	２５－６　大阪市公債	100,000,000	100,772,400	
	２９－７　大阪市５年	1,200,000,000	1,200,235,200	
	３０－３　大阪市５年	30,000,000	30,014,940	
	４８１　名古屋市債	1,433,000,000	1,434,978,973	
	４８２　名古屋市債	300,000,000	300,894,000	
	２５　名古屋市５年	100,000,000	100,009,800	
	２４－４　京都市公債	300,000,000	300,054,000	
	２４－５　京都市公債	100,000,000	100,267,300	
	２５－２　京都市公債	400,000,000	402,913,600	
	２５－４　京都市公債	100,000,000	100,709,100	
	２９－５　京都市５年	1,300,000,000	1,300,514,800	
	２４－１０　神戸市公債	100,000,000	100,018,000	
	２４－２　横浜市公債	600,000,000	600,049,800	
	２４－３　横浜市公債	500,000,000	500,739,000	
	２４－４　横浜市公債	350,000,000	351,041,250	
	１　横浜市２０年	400,000,000	404,160,000	
	４７　横浜市５年	600,000,000	600,117,600	
	８５　川崎市公債	1,400,000,000	1,401,929,200	
	２４－２　北九州市債	500,000,000	500,739,500	
	２９－１１　福岡市５年	1,300,000,000	1,300,513,500	
	２４－１　福井県公債	300,000,000	300,084,000	
	２４－１　岡山県公債	100,000,000	100,257,500	
	２４－２　岡山県公債	600,000,000	602,029,200	
	地方債証券　小計		60,396,645,682	

特殊債券	２　政保新関西空港	72,100,000	72,591,217	
	１７５　政保道路機構	963,000,000	963,365,940	
	１８０　政保道路機構	4,235,000,000	4,242,102,095	
	１８９　政保道路機構	421,300,000	422,730,734	
	２００　政保道路機構	562,100,000	566,804,777	
	４３政保地方公共団	200,000,000	200,275,600	
	４７政保地方公共団	182,000,000	182,599,690	
	４９政保地方公共団	182,000,000	183,186,094	
	４政保地方公共８年	300,000,000	300,905,700	
	２３　政保日本政策	301,000,000	301,414,778	
	１８　政保中部空港	146,000,000	146,492,896	
	特殊債券　小計		7,582,469,521	
合　計			81,811,736,723	

（注）上記以外に現先取引勘定に含まれる国債証券180,113,400,000円があります。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）

	2022年10月31日現在
Ⅰ　資産総額	12,597,687,020円
Ⅱ　負債総額	38,475,797円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	12,559,211,223円
Ⅳ　発行済口数	58,131,038,399口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.2161円 （2,161円）

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	2022年10月31日現在
Ⅰ　資産総額	284,616,946円
Ⅱ　負債総額	435,221円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	284,181,725円
Ⅳ　発行済口数	679,972,998口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.4179円 （4,179円）

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

	2022年10月31日現在
Ⅰ　資産総額	1,209,032,712円
Ⅱ　負債総額	8,480,326円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,200,552,386円
Ⅳ　発行済口数	1,333,095,596口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.9006円 （9,006円）

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	2022年10月31日現在
Ⅰ　資産総額	5,491,420,369円
Ⅱ　負債総額	5,170,917円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,486,249,452円
Ⅳ　発行済口数	11,440,622,186口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.4795円 （4,795円）

ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

	2022年10月31日現在
Ⅰ　資産総額	4,824,972,856円
Ⅱ　負債総額	2,780,143円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,822,192,713円
Ⅳ　発行済口数	9,085,813,757口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.5307円 （5,307円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換
該当事項はありません。

ロ　受益者名簿
作成しません。

ハ　受益者に対する特典
ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金
償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2022年10月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

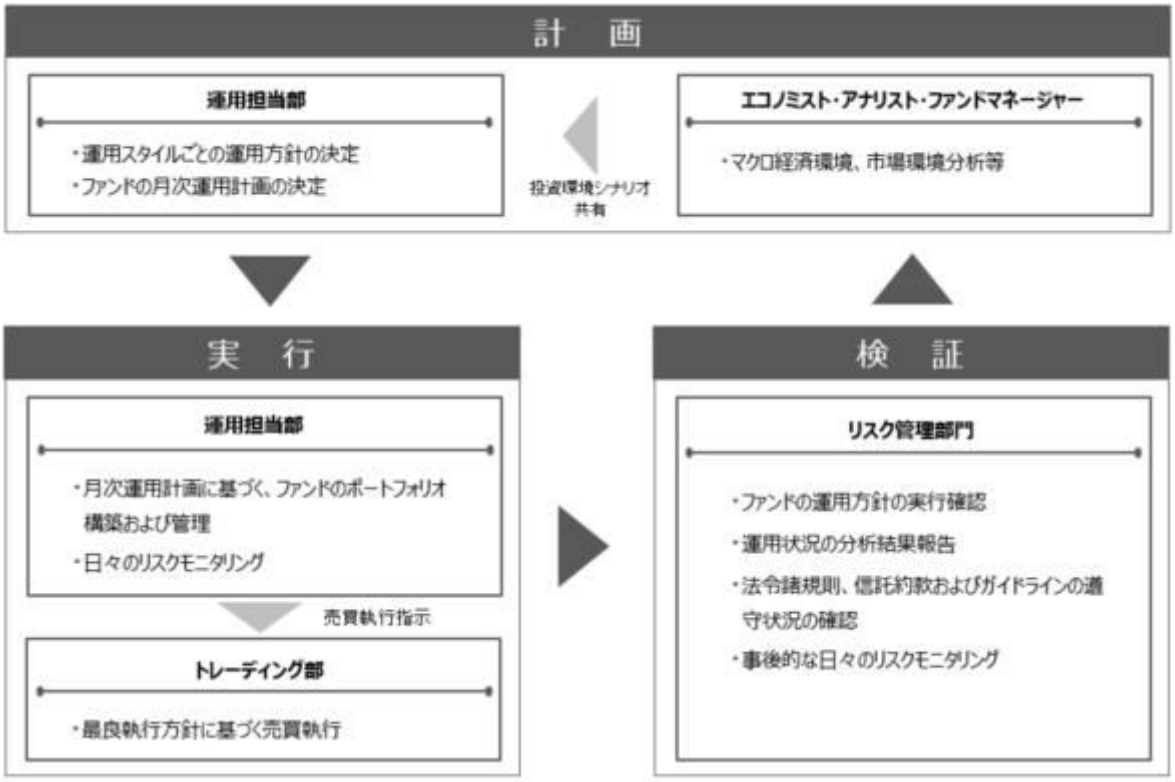

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	714	9,374,172
単位型株式投資信託	97	447,350
追加型公社債投資信託	1	25,160
単位型公社債投資信託	183	307,173
合　計	995	10,153,857

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第37期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第38期中間会計期間(2022年４月１日から2022年９月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,048,142	49,008,279
顧客分別金信託	300,036	300,041
前払費用	449,748	475,266
未収入金	132,419	103,809
未収委託者報酬	9,936,096	12,125,117
未収運用受託報酬	2,247,156	2,437,063
未収投資助言報酬	398,108	388,639
未収収益	39,975	36,700

その他の流動資産		6,981	18,458
流動資産合計		46,558,665	64,893,375
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		1,509,450	1,433,442
器具備品		870,855	653,985
土地		710	710
リース資産		13,483	7,357
建設仮勘定		-	5,500
有形固定資産合計		2,394,500	2,100,996
無形固定資産			
ソフトウェア		1,347,889	2,766,476
ソフトウェア仮勘定		1,029,033	100,616
のれん		3,654,491	3,349,950
顧客関連資産		15,671,890	13,558,615
電話加入権		12,727	12,716
商標権		48	42
無形固定資産合計		21,716,080	19,788,417
投資その他の資産			
投資有価証券		22,866,282	14,212,354
関係会社株式		11,246,398	11,246,398
長期差入保証金		1,409,091	1,414,646
長期前払費用		116,117	77,936
会員権		90,479	90,479
貸倒引当金		△20,750	△20,750
投資その他の資産合計		35,707,619	27,021,065
固定資産合計		59,818,200	48,910,479
資産合計		106,376,866	113,803,855

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	5,153	3,567
顧客からの預り金	20,077	6,045
その他の預り金	169,380	196,515
未払金		
未払収益分配金	1,646	1,969
未払償還金	43,523	152
未払手数料	4,480,697	5,545,582
その他未払金	270,290	48,893
未払費用	5,940,121	7,379,404
未払消費税等	235,647	1,133,332
未払法人税等	762,648	2,455,291
賞与引当金	1,516,622	2,100,323
資産除去債務	-	7,192
その他の流動負債	9,710	40,396
流動負債合計	13,455,519	18,918,667
固定負債		
リース債務	9,678	4,525
繰延税金負債	2,566,958	1,279,409
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506
その他の固定負債	40,950	4,620
固定負債合計	7,876,035	6,373,062

負債合計	21,331,554	25,291,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	73,466,962
資本剰余金合計	90,555,984	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	-
別途積立金	1,476,959	-
繰越利益剰余金	△10,281,242	3,834,794
利益剰余金合計	△8,460,037	4,119,040
株主資本計	84,095,946	88,214,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	949,365	297,138
評価・換算差額等合計	949,365	297,138
純資産合計	85,045,311	88,512,124
負債・純資産合計	106,376,866	113,803,855

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	50,610,457	66,139,024
運用受託報酬	9,450,169	9,652,634
投資助言報酬	1,270,584	1,256,334
その他営業収益		
サービス支援手数料	200,807	199,046
その他	32,820	32,936
営業収益計	61,564,839	77,279,976
営業費用		
支払手数料	22,784,919	30,522,133
広告宣伝費	365,317	330,161
調査費		
調査費	3,061,987	3,196,921
委託調査費	7,810,157	12,192,048
営業雑経費		
通信費	95,163	67,600
印刷費	554,920	494,834
協会費	40,044	34,433
諸会費	29,473	30,488
情報機器関連費	4,562,612	4,767,504
販売促進費	23,614	31,930
その他	163,332	181,301
営業費用合計	39,491,542	51,849,358
一般管理費		
給料		

役員報酬	277,027	263,893
給料・手当	9,280,730	8,664,828
賞与	950,630	991,916
賞与引当金繰入額	1,501,855	2,100,323
交際費	11,815	12,301
寄付金	949	29,273
事務委託費	844,255	1,422,189
旅費交通費	21,023	16,863
租税公課	389,819	476,729
不動産賃借料	1,639,529	1,289,256
退職給付費用	790,144	632,559
固定資産減価償却費	3,040,894	3,133,951
のれん償却費	2,645,986	304,540
諸経費	608,206	256,994
一般管理費合計	22,002,869	19,595,622
営業利益	70,426	5,834,995

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業外収益			
受取配当金		13,164	7,666
受取利息		2,736	1,836
時効成立分配金・償還金		88,335	43,406
原稿・講演料		2,603	2,587
投資有価証券償還益		57,388	383,608
投資有価証券売却益		162,941	911,268
為替差益		-	4,673
雑収入		72,933	81,640
営業外収益合計		400,104	1,436,686
営業外費用			
投資有価証券償還損		11,762	146,219
投資有価証券売却損		34,473	81,384
為替差損		766	-
雑損失		1,240	2,866
営業外費用合計		48,243	230,470
経常利益		422,288	7,041,212
特別損失			
固定資産除却損	※１	54,493	83,651
減損損失	※２	28,097,346	-
システム統合関連費用	※３	-	375,636
早期退職費用	※４	216,200	260,075
本社移転費用		127,044	-
その他特別損失		5,460	67,000
特別損失合計		28,500,544	786,362
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△28,078,256	6,254,849
法人税、住民税及び事業税		1,549,173	3,101,482
法人税等調整額		△693,192	△965,673

法人税等合計	855,980	2,135,809
当期純利益又は当期純損失（△）	△28,934,237	4,119,040

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当								△711,271
当期純損失（△）								△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	△711,271	△711,271			△711,271
当期純損失（△）	△28,934,237	△28,934,237			△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	△29,645,508	△29,645,508	571,510	571,510	△29,073,997
当期末残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040

任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△8,460,037	△8,460,037	－	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	－	－	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	－			－
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	－	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

[注記事項]

(重要な会計方針)
１.有価証券の評価基準及び評価方法
(1)子会社株式
移動平均法による原価法

(2)その他有価証券
市場価格のない株式等以外
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　３～50年
器具備品　４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
のれん　14年
顧客関連資産　６～19年
ソフトウェア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計基準等の適用が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
建物	102,329千円	210,548千円
器具備品	1,153,649千円	1,309,352千円
リース資産	2,830千円	6,073千円

２　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

３　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	93,374千円	57,356千円

(損益計算書関係)

※１　固定資産除却損

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
建物	18,278千円	－千円
器具備品	28,604千円	0千円
リース資産	－千円	－千円
ソフトウェア	7,610千円	83,651千円
ソフトウェア仮勘定	－千円	－千円

※２　減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
－	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

当事業年度において計上した減損損失はありません。

※３　システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

※４　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 ３月31日	2020年 ６月30日

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数

普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年３月31日	2022年６月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2021年３月31日）	当事業年度（2022年３月31日）
１年以内	1,194,699	1,166,952
１年超	3,497,258	2,323,090
合計	4,691,958	3,490,042

(金融商品関係)

１.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	－
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	－
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	－
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	－
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	22,826,472	22,826,472	－
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	－
資産計	70,165,105	70,165,105	－
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	－
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	－
負債計	4,500,774	4,500,774	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	49,008,279	49,008,279	－
(2)顧客分別金信託	300,041	300,041	－
(3)未収委託者報酬	12,125,117	12,125,117	－
(4)未収運用受託報酬	2,437,063	2,437,063	－
(5)未収投資助言報酬	388,639	388,639	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	14,172,545	14,172,545	－
資産計	78,431,686	78,431,686	－
(1)顧客からの預り金	6,045	6,045	－
(2)未払手数料	5,545,582	5,545,582	－
負債計	5,551,627	5,551,627	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
その他有価証券		
非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	－	－	－
顧客分別金信託	300,036	－	－	－
未収委託者報酬	9,936,096	－	－	－
未収運用受託報酬	2,247,156	－	－	－
未収投資助言報酬	398,108	－	－	－
長期差入保証金	42,007	1,367,084	－	－
合計	45,971,548	1,367,084	－	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	49,008,279	－	－	－
顧客分別金信託	300,041	－	－	－
未収委託者報酬	12,125,117	－	－	－
未収運用受託報酬	2,437,063	－	－	－
未収投資助言報酬	388,639	－	－	－
合計	64,259,140	－	－	－

(有価証券関係)

１.子会社株式

前事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,097,433	14,397,606	1,699,827
小計	16,097,433	14,397,606	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,729,039	6,994,762	△265,723
小計	6,729,039	6,994,762	△265,723
合計	22,826,472	21,392,369	1,434,103

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
退職給付債務の期首残高	5,299,814	5,258,448
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の発生額	67,476	△34,553
退職給付の支払額	△585,151	△595,013
過去勤務費用の発生額	－	－
合併による発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	5,258,448	5,084,506

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	5,258,448	5,084,506
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の費用処理額	67,476	△34,553
その他	246,359	211,487
確定給付制度に係る退職給付費用	790,144	632,559

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
割引率	0.020%	0.130%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度239,162千円、当事業年度237,296千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,610,136	1,556,876
賞与引当金	464,389	643,119
調査費	247,208	279,809
未払金	206,090	284,070
未払事業税	66,891	139,522
ソフトウェア償却	90,431	107,998
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	131,391	93,946
その他	35,930	28,056
繰延税金資産小計	2,967,346	3,248,274
評価性引当額（注）	△218,966	△189,102
繰延税金資産合計	2,748,380	3,059,171
繰延税金負債		
無形固定資産	4,798,732	4,151,648
資産除去債務	-	825
その他有価証券評価差額金	516,605	186,107
繰延税金負債合計	5,315,338	4,338,581
繰延税金資産（負債）の純額	△2,566,958	△1,279,409

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
法定実効税率	税引前当期純損失のため記載を省略しております。	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.6
住民税均等割等		0.1
のれん償却費		1.4
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業

活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
　従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報
①営業収益
　本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年４月１日 至2022年３月31日)
１.セグメント情報
　当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
　従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2)地域ごとの情報
①営業収益
　本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2021年４月１日 至 2022年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり純資産額	2,510.93円	2,613.28円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△854.27円	121.61円

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第38期中間会計期間 （2022年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		35,409,452
金銭の信託		9,386,865
顧客分別金信託		300,043
前払費用		601,040
未収委託者報酬		11,798,214
未収運用受託報酬		2,759,722
未収投資助言報酬		386,860
未収収益		40,783
その他		307,594
流動資産合計		60,990,577
固定資産		
有形固定資産	※１	2,044,583
無形固定資産		
のれん		3,197,680
顧客関連資産		12,501,978
その他		2,865,181
無形固定資産合計		18,564,839
投資その他の資産		
投資有価証券		11,924,303
関係会社株式		11,850,598
その他		1,571,118
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		25,325,270
固定資産合計		45,934,694
資産合計		106,925,272
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,564
顧客からの預り金		28,648
その他の預り金		93,717
未払金		5,378,614
未払費用		4,957,793
未払法人税等		910,281
前受収益		32,553
賞与引当金		1,973,312

その他	※２	482,541
流動負債合計		13,860,025
固定負債		
リース債務		3,243
繰延税金負債		987,563
退職給付引当金		5,137,995
固定負債合計		6,128,802
負債合計		19,988,828
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,489,135
利益剰余金合計		2,773,380
株主資本合計		86,869,326
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		67,117
評価・換算差額等合計		67,117
純資産合計		86,936,444
負債純資産合計		106,925,272

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		31,446,166
運用受託報酬		4,428,746
投資助言報酬		607,317
その他の営業収益		126,597
営業収益計		36,608,828
営業費用		25,074,910
一般管理費	※１	9,497,685
営業利益		2,036,233
営業外収益	※２	87,533
営業外費用	※３	309,096
経常利益		1,814,670
特別損失	※４	6,885
税引前中間純利益		1,807,784
法人税、住民税及び事業税		784,532
法人税等調整額		△ 171,342
法人税等合計		613,189
中間純利益		1,194,594

(3)中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,540,254
中間純利益						1,194,594
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,345,660
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	2,489,135

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当中間期変動額					
剰余金の配当	△2,540,254	△2,540,254			△2,540,254
中間純利益	1,194,594	1,194,594			1,194,594
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△230,020	△230,020	△230,020
当中間期変動額合計	△1,345,660	△1,345,660	△230,020	△230,020	△1,575,680
当中間期末残高	2,773,380	86,869,326	67,117	67,117	86,936,444

注記事項

（重要な会計方針）
１．資産の評価基準及び評価方法
(1)有価証券
①子会社株式
移動平均法による原価法
②その他有価証券
市場価格のない株式等以外
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2)金銭の信託
運用目的の金銭の信託
時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～50年
器具備品	４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	６～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第38期中間会計期間 （2022年９月30日）
※１.有形固定資産の減価償却累計額 1,632,164千円
※２.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※３.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円
※４.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額40,711千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）	
※１.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	173,639千円
無形固定資産	1,441,546千円
※２.営業外収益のうち主要なもの	
為替差益	7,815千円
受取配当金	1,230千円
投資有価証券償還益	20,660千円
投資有価証券売却益	25,620千円
※３.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	43,419千円
投資有価証券売却損	152,586千円
金銭の信託運用損	113,089千円
※４.特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	6,885千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 ３月31日	2022年 ６月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）	
１．オペレーティング・リース取引	
（借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
１年以内	1,161,545千円
１年超	1,742,317千円
合　計	2,903,862千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第38期中間会計期間（2022年９月30日）

2022年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	9,386,865	9,386,865	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	11,884,494	11,884,494	－
資産計	21,271,360	21,271,360	－

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式	
非上場株式	11,850,598
合計	11,850,598

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1)金銭の信託	－	9,386,865	－	9,386,865
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	11,884,494	－	11,884,494
資産計	－	21,271,360	－	21,271,360

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。 信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（2022年９月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,799,952	4,484,899	315,053
小計	4,799,952	4,484,899	315,053
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,084,541	7,290,117	△205,575
小計	7,084,541	7,290,117	△205,575
合計	11,884,494	11,775,016	109,477

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,446,166	4,428,746	607,317	126,597	36,608,828

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）
１株当たり純資産額　　2,566円76銭 １株当たり中間純利益　　35円26銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ　受託会社

（イ）名称　　三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額　　342,037百万円（2022年3月末現在）

（ハ）事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- 名称　　株式会社日本カストディ銀行
- 資本金の額　　51,000百万円（2022年3月末現在）
- 事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ　販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2022年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
ａｕカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ　受託会社
信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社
委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当ありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 6月24日	臨時報告書
2022年 7月 7日	有価証券届出書
2022年 7月 7日	有価証券報告書
2022年 9月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年６月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　太　典　明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野　雅 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井　貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）の2022年4月13日から2022年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）の2022年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野　雅 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井　貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）の2022年4月13日から2022年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）の2022年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野　雅 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井　貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）の2022年4月13日から2022年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）の2022年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野　雅 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井　貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）の2022年4月13日から2022年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）の2022年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野　雅 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井　貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）の2022年4月13日から2022年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）の2022年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。